

平成 29・30 年度

沖縄女子短期大学

自己点検・評価報告書

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	21
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	28
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	28
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	38
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	54
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	73
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	80
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	82
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	84

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、沖縄女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 24 日

理事長

山内 彰

学長

平田美紀

ALO

上原健二

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、米国施政権下の昭和 41(1966)年 4 月に、学校法人（設立時は財団法人）嘉数女子学園沖縄女子短期大学、同附属高等学校の設置を琉球政府より認可された県内唯一の女子教育機関である。学園創立者は、故嘉数昇・津子夫妻であり、初代理事長兼学長には、嘉数津子氏が就任した。開学時の設置学科は英語商業科第一部・第二部、家政科第二部で、創立者が設置していた那覇市松尾の文化服装学院を仮校舎に、附属高校と共用してスタートした。同年 11 月には、那覇市長田の新校舎が完成したため移転した。昭和 43(1968)年 12 月には、児童教育科第一部・第二部が設置認可され、昭和 46(1971)年 7 月には、学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併し、同年 12 月には、英語商業科を商業科に変更した。

昭和 47(1972)年 5 月には、本土復帰により琉球政府で認可された学校は「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令」により学校教育法による学校として認可された。その後、時代の変遷の中で学科の改廃も行われ、商業科は平成 16(2004)年 4 月に総合ビジネス学科に学科名を変更し、平成 25(2013)年 4 月には、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースが設置されている。

児童教育科第一部・第二部は、統合され児童教育学科となり(平成 20(2008)年 12 月 24 日認可)初等教育クラス、心理教育クラス、福祉教育クラス、人間発達クラスが設置されている。平成 21(2009)年 2 月には岐阜女子大学との姉妹校提携が締結され、本学卒業生は、本学校舎において遠隔授業により、小学校教諭一種免許状・専修免許状の取得が可能となっている。また、平成 21(2009)年度からは教員免許状更新講習の実施校として認可を受けている。

平成 22(2010)年 3 月には財団法人短期大学基準協会による第三者評価適格認定を受けた。

平成 23(2011)年度には、本学の教職課程及び保育課程を充実するために学生支援、教職員支援及び地域貢献等のために新しく教育実践支援センターを設立し、平成 25(2013)年 3 月には「教育実践研究支援センター」に名称を改め、協働研究校として、地域小学校との交流を図り、将来の教師を目指す学生の資質向上に力を入れている。

平成 25(2013)年 4 月には、本学と与那原町との間で大学設置移転に関する覚書が締結された。平成 26(2014)年 9 月に工事を着工し 1 年の工期を経て、平成 27(2015)年 9 月に引渡しを受け、平成 27(2015)年 10 月 1 日から新キャンパスで教育活動が行われているところである。

<学校法人の沿革>

昭和 41(1966)年 4 月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学・同附属高等学校 設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 42(1967)年 6 月	法人名を学校法人 嘉数女子学園に変更

沖縄女子短期大学

昭和 44(1969)年 8 月	嘉数女子学園 学寮竣工
昭和 46(1971)年 7 月	学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併認可
12 月	英語商業科を商業科に学科名を変更
昭和 47(1972)年 3 月	商業科の課程認定認可
5 月	沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令により学校教育法による短期大学として認可
昭和 58(1983)年 1 月	商業科第二部、家政科第二部学科廃止認可
平成 16(2004)年 4 月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成 21(2009)年 3 月	沖縄女子短期大学附属高等学校を廃校
平成 23(2011)年 3 月	沖縄女子短期大学附属報恩幼稚園を廃園
平成 25(2013)年 4 月	大学移転に関する覚書締結（与那原町）
平成 26(2014)年 9 月	与那原町東浜に新校舎等建設着工
平成 27(2015)年 9 月	新キャンパス校舎等完成引渡式
12 月	与那原町、与那原町教育委員会と学校法人嘉数女子学園、沖縄女子短期大学との包括的な連携・協定に関する協定書締結 津波時における避難施設の使用に関する協定書締結
平成 28(2016)年 2 月	創立 50 周年記念式典・校舎落成式並びに祝賀会

<短期大学の沿革>

昭和 41(1966)年 4 月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 43(1968)年 12 月	児童教育科第一部・第二部設置認可
昭和 62(1987)年 4 月	各科にコース制を導入。（商業科には「秘書コース」「ビジネス情報コース」、児童教育科には「初等教育コース」「幼児教育コース」「社会福祉コース」を導入）
平成 7(1995)年 7 月	沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結
11 月	放送大学と本学間の単位互換協定締結 国際交流事業調印式（ハワイ大学リーワード校）
平成 9(1997)年 7 月	ハワイ大学 7 コミュニティーカレッジズ夏期講習派遣
11 月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第一部認可（（財）児童健全育成推進財団）
平成 11(1999)年 2 月	「医事管理士、医療管理秘書士」教育指定校として認可（財）日本病院管理教育協会
平成 14(2002)年 6 月	「ピアヘルパー」資格認定校として認可（日本教育カウンセラー協会）
平成 15(2003)年 4 月	児童教育科第二部に男子学生入学

沖縄女子短期大学

10 月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第二部認可 (財) 児童健全育成推進財団
平成 16(2004)年 4 月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成 17(2005)年 4 月	「プレゼンテーション実務士」「社会調査アシスタント」教育課程認定 全国大学実務教育協会
平成 19(2007)年 5 月	協働事業協定書締結 (那覇市教育委員会)
平成 20(2008)年 4 月	総合ビジネス学科に情報管理コース、ビジネス心理コースを設置
7 月	協働事業協定書締結 (南城市教育委員会)
12 月	児童教育学科 (昼夜開講制) 設置認可
平成 21(2009)年 2 月	姉妹校提携調印式 (岐阜女子大学)
6 月	保育支援ボランティア協定書締結 (那覇市)
10 月	協働事業協定書締結 (豊見城市教育委員会)
平成 22(2010)年 3 月	財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成 23(2011)年 4 月	収容定員増 教育実践支援センター (現 教育実践研究支援センター) 設置 総合ビジネス学科の両コースを総合ビジネスコースに統合
11 月	協働事業協定書締結 (糸満市教育委員会)
平成 24(2012)年 7 月	児童教育科第一部、児童教育科第二部 廃止
11 月	協働事業協定書締結 (八重瀬町教育委員会)
平成 25(2013)年 1 月	協働事業協定書締結 (浦添市教育委員会)
4 月	総合ビジネス学科の総合ビジネスコースを廃止し、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースを設置
4 月	「秘書士Ⅱ」「ビジネス実務士Ⅱ」「観光ビジネス実務士」教育課程認定 全国大学実務教育協会
4 月	大学移転に関する覚書締結 (与那原町)
6 月	協働事業協定書締結 (与那原町教育委員会)
3 月	教育実践支援センターを教育実践研究支援センターに名称変更
平成 26(2014)年 8 月	協働事業協定書締結 (南部広域行政組合教育委員会)
平成 27(2015)年 2 月	協働事業協定書締結 (浦添市教育委員会)
3 月	協働事業協定書締結 (北中城村教育委員会)
10 月	与那原町東浜キャンパス移転・開学式
3 月	知念高等学校との高大連携事業に関する協定書締結
5 月	NP0 法人ヴィクサーレスポーツクラブとの包括的連携に関する協定書締結
10 月	坂村真民 (詩人) 詩碑建立

平成 29(2017)年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成 31(2019)年 3 月	児童教育学科 教職課程再課程認定

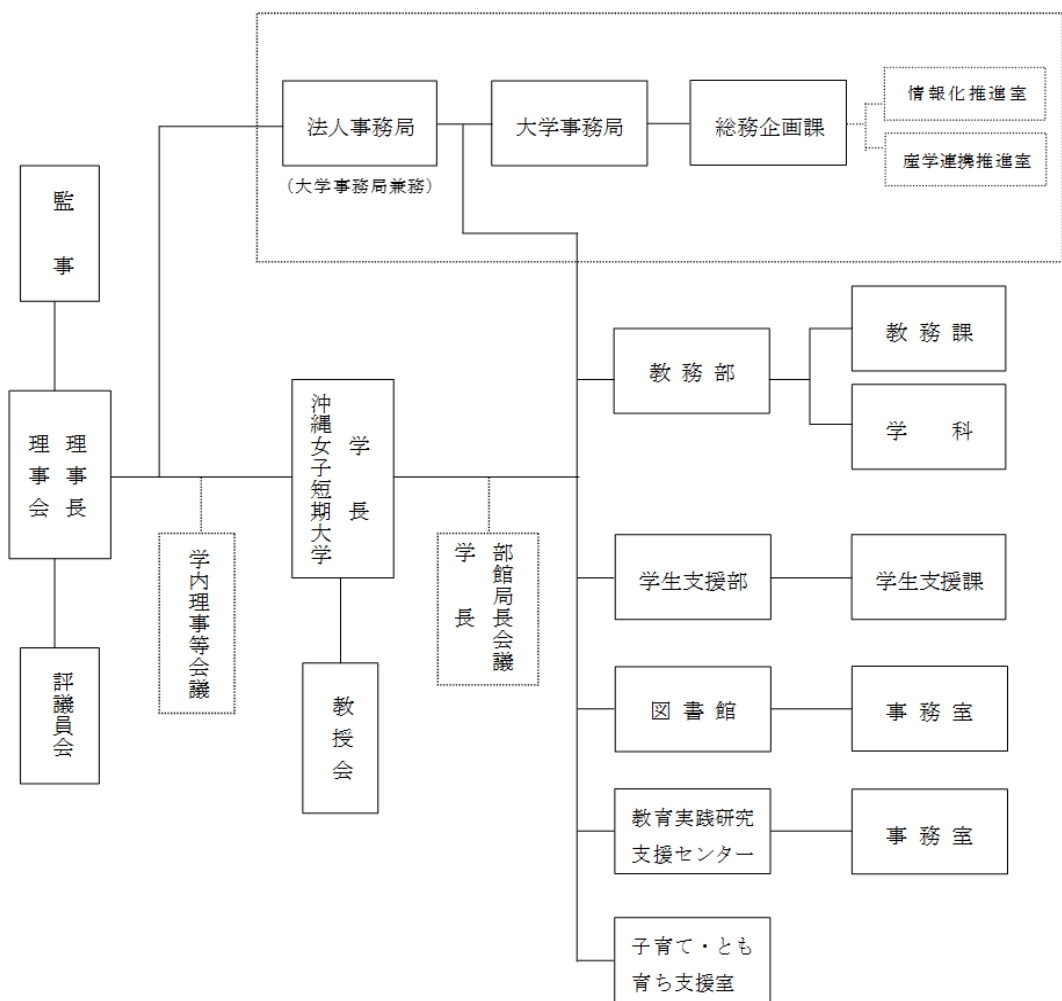
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
沖縄女子短期大学	〒901-1304 沖縄県島尻郡与那原町東浜1番地	235	470	566

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在



沖縄女子短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

■ 各年度5月1日現在

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
沖 縄 県	1,418	1,425	1,431	1,440	1,444
那 覇 市	320	320	321	319	318
与那原町	18	18	18	18	19

■ 単位：千人

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北部（12市町村） うるま市以北	7	2.9	16	5.6	20	7.4	15	5.7	4	1.5
中北部 （5市町村） うるま市～北谷	30	12.2	54	18.9	59	21.7	56	21.5	51	18.5
中部西（2市） 宜野湾、浦添市	31	12.7	34	11.9	38	14	22	8.4	31	11.3
中部東（3村） 北中城、中城、西 原	11	4.5	16	5.6	18	6.6	15	5.7	22	8
南部西（3市） 那覇、豊見城、糸 満	98	40.0	105	36.7	77	28.3	90	34.5	108	39.3
南部東（4市町） 南風原、与那原 南城市、八重瀬	47	19.2	41	14.3	53	19.5	57	21.8	73	26.5
離島（12市町村）	19	7.8	15	5.2	7	2.6	5	1.9	6	2.2
県外	2	0.8	5	1.7	1	0.4	1	0.4	1	0.4

[注]

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

■ 地域社会のニーズ

沖縄県は、国立大学法人琉球大学、沖縄科学技術大学院大学、国立沖縄工業高等専門学校、沖縄県立看護大学、沖縄県立芸術大学、公立名桜大学があり、私立4年制大学は、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、私立短期大学は沖縄キリスト教学院短期大学と本学の2校で計11の高等教育機関を有している。

全国的には18歳人口が減少の一途を辿り、学生確保は厳しい状況にあるが、本学においてはニーズを踏まえて、今年度は定員増に向け認可申請中である。

また、本学の教職課程及び保育士養成課程を充実するために教育実践研究支援センターを設立し、学生支援、教職支援、地域貢献等のために地域との連携で協働事業の締結や教育内容の充実に努めている。

さらに、学生のさらなるキャリアアップのため30校あまりの編入学先を用意している。なかでも、岐阜女子大学とは姉妹校の締結を結び、本学内に沖縄サテライト校を設けており、編入学指定校推薦制度を活用し、本学卒業後も働きながら学べるよう環境を整えている。毎年20名以上の学生が岐阜女子大学へ編入学をしている。

その他、公開講座や出前講座、図書館の地域への開放等も行っている。今後も地域に開かれた大学として更なる充実を図っていく。

■ 地域社会の産業の状況

那覇市は、沖縄県における政治経済の中心地となっている。また空港、港湾も擁し県内外の交通結節点であり、沖縄県の中核機能を担っている。そのため、人口、産業の集積度は高く、人口規模は約30万人と県下最大である。産業についても事業所数で県内他市と比べても圧倒的に大きいものとなっている。産業構造については、第3次産業の割合が高く商都としての性格をもった都市である。

また、国際空港である那覇空港や、県外や周辺離島を結ぶ那覇港を擁することから沖縄県の玄関口としての役割を担っている。また、年間を通して温暖であることから観光客で賑わい、観光業が基幹産業となっている。

新キャンパスの移転先である与那原町は、那覇市から東へ約9km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、中城湾に面している。南部と中部を結ぶ東海岸沿いの陸上の交通要衝でもある。人口は約19,000人であるが、沖縄県で1番の人口増加率となっている。産業は第三次産業の割合が高くなっている。平成32年には大型MICE（企業等の会議 Meeting、企業等の行う報奨・研修旅行 Incentive Travel、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 Convention、展示会・見本市、イベント Exhibition の頭文字のこと）施設が運用開始する計画となっていることから、更なる人口増加と商業施設が誘致されるなど、今後の発展が注目されている地域でもある。

沖縄女子短期大学

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
1 基準Ⅲ教育資源と財的資源〔テーマ A 人的資源〕 「非常勤教職員の就業規則が未整備のため整備することがのぞまれる。」 2 基準Ⅳリーダーシップとガバナンス〔テーマ A 理事長のリーダーシップ〕 「寄附行為に規定されている常任理事会が形骸化し、代わりに学内理事等会議が開催されている。寄附行為に合わせた運営を速やかに行うか、寄附行為の変更を行うか検討されたい。」
(b) 対策
1 非常勤教員就業規則及び非常勤職員就業規則を制定した。 2 寄附行為の変更を行った。
(c) 成果
1 業種にあった就業規則を制定し運用することにより、業種にあった人事及び福利厚生が明確になった。 2 実態に合わせて寄附行為を変更することにより、学内理事等会議の役割を明確にすることができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和元年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
4	入学者受入れの方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
5	教育研究上の基本組織に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は 修了の認定に当たっての基準に関す ること	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
10	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
11	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する事 こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する こと	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
----	--	---

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的に、以下の規程等を平成 26 年度に整備し、これら規程等に基づき適正な執行管理ができるようになった。

- ① 科学研究費助成事業に係る事務取扱に関する規程
- ② 科学研究費補助金に係る間接経費の取扱要領
- ③ 沖縄女子短期大学における公的研究費の取扱に関する規程

また、上記の規程等を整備した際に、研究活動の不正防止に関する規程として、令和元年度に以下の規程も併せて整備し、不正防止の管理体制等を明確にした。

- ① 研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では自己点検・評価推進委員会、自己点検・評価委員会の2つの組織がある。

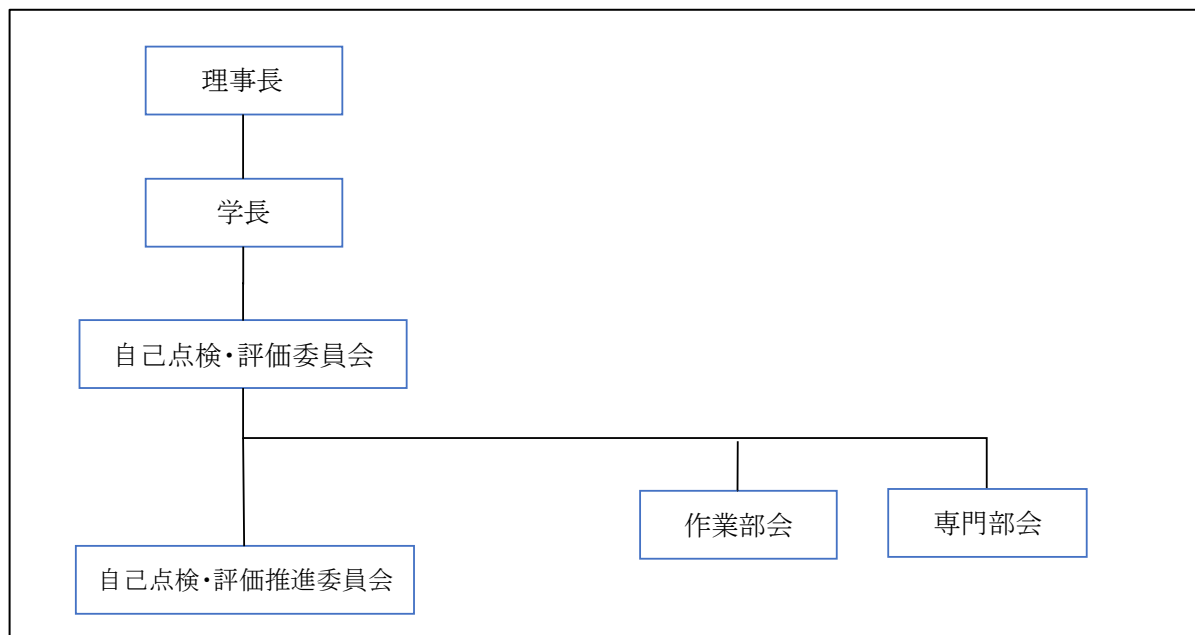
自己点検・評価推進委員会の構成員はALO、ALO補佐、評価員、総合ビジネス学科長、児童教育学科長、総務企画課長、学生支援課長、庶務を担当する事務職員の9名であり、ALOが委員長を務めている。自己点検・評価推進委員会の構成員は次のとおりである。

	職 名	氏名
委員長	ALO	柳生 崇志
委 員	ALO補佐	武良 裕介
委 員	評価員	金城 靖子
委 員	評価員	廣瀬 真喜子
委 員	総合ビジネス学科長	渡久地 啓
委 員	児童教育学科長	石垣 愛一郎
委 員	総務企画課長	高宮城 実則
委 員	学生支援課長	前里 めぐみ
委 員	総務企画課書記（庶務担当）	銘苅 祐一

自己点検・評価委員会の構成員は以下の表のとおりである。自己点検・評価委員会構成員は学長、ALO、部館局長（教務部長、学生支援部長、図書館長、教育実践研究支援センター長、事務局長、事務局次長）、学科長、評価員が加わり、委員長は学長が務めている。

	職 名	氏名
委員長	学 長	鎌田 佐多子
委 員	ALO	柳生 崇志
委 員	ALO補佐	武良 裕介
委 員	教務部長	福里 芝人
委 員	学生支援部長	砂川 麻世
委 員	図書館長	廣瀬 真喜子
委 員	教育実践研究支援センター長	上原 勝晴
委 員	事務局長	宮國 克也
委 員	事務局次長	島袋 常義
委 員	総合ビジネス学科長	渡久地 啓
委 員	児童教育学科長	石垣 愛一郎
委 員	評価員	金城 靖子
委 員	評価員	廣瀬 真喜子
委 員	総務企画課書記（庶務担当）	銘苅 祐一

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価推進委員会では主として自己点検・評価委員会で話し合うための議案の作成や点検・評価活動の進行について話し合っている。自己点検・評価推進委員会では、自己点検報告書作成マニュアルを確認するとともに、他大学の自己点検報告書を参考にしながら、自己点検・評価活動に必要な事項（例えば、キャップ制やカリキュラムマップの導入等）について、情報の提供及び共有を図っている。

各部署では、評価基準に従って点検・評価を行い、報告書に取りまとめている。自己点検・評価推進委員会において、各部署で作成された自己点検報告書の点検・編集作業を行っている。

自己点検・評価委員会では自己点検・評価活動に関する事柄を中心に審議を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29(2017)年度・平成30(2018)年度を中心に）

平成29年5月	自己点検・評価委員会
平成29年6月	自己点検・評価推進委員会
平成29年11月	自己点検・評価委員会
平成30年6月	自己点検・評価委員会
平成30年12月	自己点検・評価推進委員会

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学は昭和 41(1966)年に嘉数昇・津子夫妻によって設立された。戦後、荒れ野となっていた国場の地に咲き誇る白百合の光景に感銘を受け、教育の復興の必要性を印象付けられた創始者夫妻は、特に今後の女子教育への思いを「しらゆりの如く 気品豊かで愛情こまやかな 温かみのある女子を教育する」という「建学の精神」へと発展させた。

社会のニーズに応じて平成 15(2003)年度より男子学生の入学を可能とし、これまでの女子教育に特化して作られた建学の精神が本学の実状と乖離していることから、建学の精神の見直しの必要性を確認した。平成 26(2014)年度、本学の歴史を鑑み、現行の建学の精神を尊重しつつ、本学の「教育の理念」「教育の目的・目標」との関連性を踏まえ、目指すべき方向性の観点から見直しを行い、建学の精神を改定した。その際、教育基本法、私立学校法に基づいた、地方の私立短期大学としての使命として自主性・独自性を担保させ、且つ公の高等教育機関としての使命を貫く観点も十分に考慮した。

平成 27(2015)年 4 月より施行された建学の精神は「しらゆりの如く 気品と強さがあり 知性豊かで愛情あふれる人を教育する」である。同年 10 月与那原町東浜へ移転し「建学の精神」がキャンパス全体から感じられる環境作り、大学案内、ウェブサイト等での発信に努めた。

平成 28(2016)年度からは、学生たちが入学当初より建学の精神に触れ、理解する機会を設けている。入学式式辞をはじめ、特に新入生オリエンテーションの中では「創設者と建学の精神について」と題して創設者の理念、本学の歴史等を含め、建学の精神に込められた背景を学長より講話している。また、卒業式式辞にも学生たちの 2 年間の成長をなぞり、建学の精神につながる姿を表明している。日常の授業等の中でも、配付資料、パワーポイント等に、自主的に「建学の精神」を記す教員もあり、総合ビジネス学科ではオリエンテーション時に配布する学修ポートフォリオに建学の精神を記載している。今後全教職員に共有していくことにより、いつでも身近に学生たちが「建学の精神」から未来像を具現化し、意識を深める環境づくりに積極的に努めていく。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

（短期大学全体および教育実践研究支援センター）

地域社会に向けた公開講座等については、公開講座委員会を中心として総合ビジネス学科、児童教育学科等から提案された講座を地域に開放して実施している。

また、教育実践研究支援センターを中心に、児童教育学科・総合ビジネス学科と連携しながら、小学校教員候補者選考試験対策講座及び市町村職員（幼稚園教諭、保育士）選考試験対策講座を実施している。これらの講座は本学の卒業生を含む社会人を対象として受け入れており、社会貢献の一環として位置づけている。個々の受講生に対しては、日常的に編入学等の学習指導（相談）を実施している。

平成 21(2009)年から取り組んでいる教員免許状更新講習（いきいき白ゆり講座）は毎年 160 名以上の受講者を迎えている。本講座は教育実践研究支援センターが事務局として中心になり、全学的に教職員の協力を得て実施している。

大学所在地である与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学は、相互発展を目的とし、資源及び研究成果等の交流を促進し、まちづくり、産業、観光、教育、文化、福祉等の分野で連携・協力するため、二つの協定「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」「津波時における避難施設の使用に関する協定」を締結している。「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」については、14 項目の連携事項を設定し、総合的、具体的な事業を展開できるようになっている。

さらに、教育実践研究支援センターの中核事業の一つである「地域連携」として、5 市 2 町 1 村（那覇市教育委員会：平成 19(2007)年、南城市教育委員会：平成 20(2008)年、豊見城市教育委員会：平成 21(2009)年、糸満市教育委員会：平成 23(2011)年、八重瀬町教育委員会：平成 24(2012)年、浦添市教育委員会、与那原町教育委員会：平成 25(2013)年、中城村教育委員会：平成 26(2014)年）と協定を結んでいる。

（総合ビジネス学科）

高大連携の一環として、近隣の知念高等学校からの要望を受け、出前講座として、知念高等学校の生徒と教諭を対象として、プレゼンテーション講習を平成 20(2018)年 7 月に実施した。令和元(2019)年 3 月には、地域社会に向けた公開講座として、本学の所在地である与那原町の住民の方々を対象とした、パソコンの公開講座を実施した。

本学は与那原町と包括的な連携・協力に関する協定を締結している。総合ビジネス学科の学生が与那原町東浜の「与那古浜公園」のイルミネーション事業にボランティ

アスタッフとして参加している。

さらに、平成 30(2018)年度には与那原町の観光動態調査に総合ビジネス学科の教員と学生がボランティアで参加し、アンケート調査や企業の方々とのワーキングに加わって、与那原町の活性化のために奮闘し、地域貢献活動を積極的に行っている。

与那原町主催のゆかたまつりにおいては、祭りへの積極的な関わりを目的とし、参加者する学生は、教員の指導を受けながら各自で着付けを行いながら、自己研鑽にも務めている。このように、地域貢献と自己研鑽をバランス良く組み込んでいる。

(児童教育学科)

児童教育学科では、本学として協定を結ぶ市町村との連携を踏まえて、学生のボランティア派遣の推進を図っている。学生は、保育所、幼稚園、小学校、児童館等の教育現場を中心にボランティアを実践している。これらのボランティア活動は、学生にとって直接子ども達や教師等と関わり、教育現場を実践的に学ぶことができる貴重な機会となっている。今年度は、新たに協定を結んだ中城村立小学校の夏休み学習支援ボランティアや与那原町立幼稚園へのボランティア派遣など、約 20 名の学生がボランティア活動に参加した。

この他に、年間を通じて活動する「学校教育支援ボランティア」がある。初等教育コースの学生が週に一回継続して学校に赴き、学習支援や学校行事の手伝い、配慮が必要な児童への個別支援などを実践している。年度末には、関係教育委員会や学校長との連絡会を設け、成果と課題について意見交換しているが、本事業の評価は高く、今後とも継続を望む声をいただいている。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

建学の精神の学内外への周知は徐々に広がりを見せているが、今後は、しらゆりに人材育成を照らし、「気品」「強さ」「知性」「愛情」を持つ人を教育するという建学の精神に込められた具体的な「精神」について、学内外への発信を行っていき、沖縄女子短期大学をさらに深く社会へ、学生・受験生等へ印象付けていきたい。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

総合ビジネス学科では建学の精神を具現化する科目として 1 年次に茶道を必修化している。講義終了時には、教員らを招きお茶会を実施し学びを深めている。さらにカリキュラム改革の一環として、平成 30(2018)年度入学者からは 2 年次に華道を必修化し、講義終了時には実際に学生がいけたお花の披露をキャンパス内にて行っている。このように、建学の精神を学ぶための環境を整えている。

茶道の体験については児童教育学科でも共通科目の選択科目として取り入れており、その他にも建学の精神に象徴としてうたわれている「しらゆり」の栽培体験も児童教育学科の専門科目である「保育内容環境」を活用して行われている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

(総合ビジネス学科)

建学の精神に基づき、学科の教育研究上の目的を確立している。学科の全学生に配布している学修ポートフォリオに記載し、在学生に周知し、表明している。学外への周知は大学案内パンフレット及び本学のウェブサイトにて表明している。

平成 31(2019)年 2 月には学科会議にて、教育研究上の目的を見直した。評価の観点は、学科のカリキュラムと整合性が取れているか、学生の実情に沿った内容になっているかをチェックした。その結果、学科のカリキュラムとの整合性は取れており、学生の実情に沿ったものではあったが、文言の一部変更等を行って、わかりやすい表記に改定した。

改定した教育研究上の目的は次の通りである。

- 建学の精神を柱に、社会生活を営む上で必要な基礎学力と社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- ビジネスに関する専門知識・技術を兼ね備えた人として、地域社会に貢献しながら、おかれた環境の中で輝ける人材を育成する。

平成 31(2019)年 2 月に総合ビジネス学科で養成したい学生像を次のように定め、これに基づいて三つの方針を見直し、改定を行った。

- 主体的に行動する学生
- 情報活用能力が高い学生
- ビジネスマナーをしっかりと身につけた学生
- コミュニケーションスキルが高い学生
- 意欲的に学ぶ学生

(児童教育学科)

建学の精神に基づき、学科の教育研究上の目的を次表のとおり確立している。

- ① 郷土に誇りを持ち、心豊かな感性を身につける
- ② 保育者・教育者としての専門知識・価値・技術を身につける
- ③ 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける
- ④ 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける

教育研究上の目的については、学生が学期ごとに作成・記入する履修カルテに掲載しており、これを利用してオリエンテーション時に周知・表明している。学外への周知は大学案内パンフレット及び本学のウェブサイトにて表明している。

児童教育学科では、単に高度な専門的知識や技能を身につけた人材の育成を目指しているだけでなく、郷土を誇りにして地域社会へ貢献しうる人材育成を重視していることから、在学中から地域社会で「学習支援ボランティア(小学校)」や「保育支援ボランティア(幼稚園、社会福祉施設等)」の活動を取り入れており、地域の教育・福祉関係諸機関と連携した諸活動にも参画している。各実習についても原則として学生の地元で実施するなど、地域に根差した専門家の養成を行っている。特に、「学習支援ボランティア(小学校)」では、原則として教育実習校において1年・2年の6月～2月の期間に渡って週に1回午前中に実施し、学生が長期間実践現場に触れる経験を保障している。児童理解を深めてその後の就職にもつながっていることから、学生本人のキャリア教育にも大きな効果を持っており、さらに地域・社会の要請に応えていることから、本コースの特色ある活動となっている。年度末には「学習支援ボランティア(小学校)」受け入れ校の校長や教頭及び各市町村教育委員会担当者等との「学習支援ボランティア報告会」や県内の保育所および関係団体との情報交換や実践報告等を行うことで、本学科の人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについて定期的にチェックしている。

このような養成課程を経て、本学科の特色である「豊かな心」「幅広い視野」「より深い専門知識」を学生が身につけ成長することを学習成果の観点として定めていることから、その実現と教育目的・目標の達成とは合致している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神に基づいて定められた各学科の教育研究上の目的および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づいて定めている。

（総合ビジネス学科）

学習成果は学科の教育研究上の目的（教育目的・目標）に基づき、卒業研究論文と資格取得、GPA としている。

卒業認定・学位授与の方針で定めた学習成果を達成するために、教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成し、教育研究上の目的を具現化するべく科目配置を行

っている。本学科では秘書士、ビジネス実務士、観光実務士、医事管理士、医療管理秘書士の資格が取得できるよう、教育課程を編成している。

卒業研究ゼミナールⅠ、卒業研究ゼミナールⅡを2年間の学習成果の集大成と位置づけ、卒業研究論文の指導を行っている。2年次の10月にはポスターセッション方式による卒業研究論文中間発表を実施し、2年次だけでなく、1年次も参加して、学習意欲の喚起を図っている。2年次の2月には卒業研究論文口述試験を実施し、ビジネスマナーとして会場への入退場、立ち振る舞い等、ビジネスマナーの実践も含めたルーブリック評価基準を用いて評価を行っている。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みは以下の通りである。

評価項目	評価方法
授業科目ごとの測定・把握方法	各授業科目の成績
授業期間終了後の測定・把握方法	単位認定状況調査 GPA
卒業時の測定・把握方法	資格取得状況
授業以外の測定・把握方法	社会人基礎力診断

学習成果については、オリエンテーション等を利用して学生に説明している〔提出資料（＊）〕。学外については、大学案内パンフレットや本学ウェブサイト卒業研究論文と資格に関して、掲載している。

大学入試改革に向けて、平成30(2018)年度に学科の三つの方針を改定し、卒業認定・学位授与の方針の中に具体的な学修成果を明記した。さらにはアセスメントポリシーを策定した。今後も三つの方針の検証を毎年度行い、教育研究上の目的についても定期的に点検を行っていく。

（児童教育学科）

児童教育学科の学習成果は教育研究上の目的（教育目的・目標）に基づき、学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等としている。

学習成果の学内外への公表としては、大学案内や本学ウェブサイトにおいて、教員免許状や保育士資格等の取得状況、在学生や卒業生の紹介やメッセージを掲載することにより示している。また、小学校教育実習、幼稚園教育実習、保育所実習、施設実習、児童館実習、介護等体験のすべての実習の成果をまとめた『実習を終えて』を毎年度刊行している。掲載内容は、各実習での日誌、指導案、総括、研究レポート等であり、本学科の学習成果として後輩学年へ実習指導を行う際の参考にするとともに、実習先へも配布している。

学習成果を測定する仕組みについては随時、学科内において点検し、改善に取り組んでおり、従来から利用している履修カルテによる学習成果のまとめに加え、ポートフォリオを導入するなどの改善を行っている。また、大学入試改革を機に、学科における三つの方針を再整備するとともに、教育研究上の目的も合わせて定期的に点検を行っていく。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

総合ビジネス学科・児童教育学科の両学科では三つの方針を関連付けて一体的に定めている。基準 I -B-2 で述べたように、平成 30(2018)年度に学科会議及び学科 FD を活用して、三つの方針を慎重に議論し、策定した。その際には文部科学省の「三つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン、各専攻分野を通じて培う「学士力」ー学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針ー」、及び他の短期大学の三つの方針を参考にした。

両学科がこれまで活用してきた、従来の三つの方針についても議論を重ねて策定しており、これら三つの方針に基づいて教育活動を展開してきた。

三つの方針は在学生に対しては、オリエンテーション時に配布する学修ポートフォリオ〔提出資料（＊）〕等に記載し、身近なものとして捉えるよう工夫をしている。学外への表明としては、大学案内パンフレットと本学ウェブサイトで表明している。その他、受験生に対しては、オープンキャンパスの学科紹介の際に入学者受け入れの方針を中心に、説明を行っている。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

総合ビジネス学科としては、卒業研究論文のルーブリック評価基準を学生に浸透させて、それに基づいて卒業研究論文のクオリティを高めていくことが課題である。また、本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点検についても、これからの課題であり、企業等へのアンケート結果と卒業生へのアンケート結果を基に、点検を行っていく必要がある。

児童教育学科としては、総合ビジネス学科で先行して導入されているルーブリック評価基準をすみやかに整備することが課題であり、それらの評価が教育・保育の現場とどのように関連づけられ共有されるかという点について、地域社会との協働で検討する必要がある。本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点検についても、今後も引き続き地域社会のニーズや学生の状況等を考慮しながら、定期的に点検を行っていく必要がある。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価活動等を実施するために、本学の規定に基づき、本報告書に既述のとおり（p.10「2. 自己点検・評価の組織と活動」）の組織を整備している。

日常的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会およびその長である学長の指揮のもと、教職員個人、各学科、各課・部署等において PDCA に沿って行われている。

自己点検・評価報告書は原則として年度毎に作成し、公表している。

自己点検・評価報告書の作成には原則としてすべての教職員が関わることで学内に周知されており、実際に、上述の通り教職員個人、各学科、各課・部署等において検討される自己点検・評価活動の内容に基づいて自己点検・評価報告書が作成されていることから、活動には全ての教職員が関与している。

自己点検・評価活動には、高等学校等の関係者との意見交換にもとづく提案や改善点が盛り込まれており、地域・社会との連携のあり方や入試情報の提供・解説等の改善に資するものとなっている。

自己点検・評価活動は、その活動自体が全教職員の改革・改善の意識・能力に影響を及ぼすものであると同時に、結果から導き出される改善計画に沿った業務の遂行と調整、さらにそれらの効果測定というように業務全般が PDCA サイクルに基づいていることから、有効に活用できているといえる。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

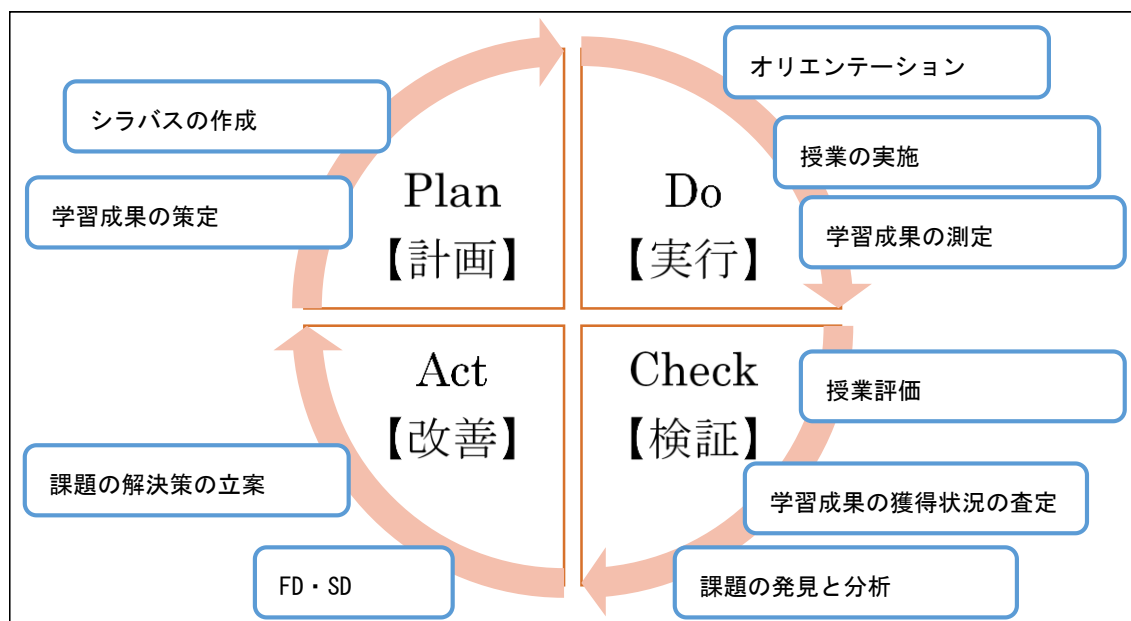
<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については以下の通りである。

①授業科目ごとの測定・把握方法

各教員は卒業認定・学位授与の方針に基づく授業科目と到達目標を反映させたシラバスを作成し、シラバスに従って授業を実施している。学習成果は試験、レポート、提出物、授業の参加度等で測定している。学期末の授業評価アンケートやFD研修等を通じて、授業改善に取り組んでいる。

PDCA サイクルについては以下の通りである。



②授業期間終了後の測定・把握方法

学生の単位修得状況については、成績通知書で把握している。

総合ビジネス学科では、学期ごとに GPA、受講態度等を考慮して、各学年 3 名を最優秀学生として、学科オリエンテーション時に表彰している。

学科オリエンテーションの際には、成績と単位取得の状況、GPA を学修ポートフォリオに記入させて、それを基にゼミナール担当教員が指導及び助言を行っている。

総合ビジネス学科では、学修ポートフォリオには、「各学期の GPA が 1.5 未満の場合は、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」「二期連続して GPA が 1.5 未満の場合は、保護者同席の上、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」と記載している。児童教育学科においても、今後、類似する基準を設定して学生指導に役立てていくことが検討されている。

2 年次学生については、入試種別による GPA 平均値を算出し、学習成果の把握につなげている。

以下は総合ビジネス学科における取り組みの例である。

2018年度後期GPA平均値

入試種別	2年次ビジネス心理		2年次観光ホスピタリティ	
	GPA平均値	人数	GPA平均値	人数
AOⅠ期	3.18	21	3.28	9
AOⅡ期	3.12	3	**	**
一般A	3.33	3	2.84	2
学業	3.39	6	3.33	1
指定校	3.39	11	3.62	3
全体	3.26	44	3.29	15

1年次の必修科目のフレッシュマンゼミナールⅠ（前期）では、主としてアカデミックスキルの獲得及び向上に向けた授業を行っている。同じく必修科目のフレッシュマンゼミナールⅡ（後期）では、社会人基礎力の向上を目指した授業を展開している。1年次の後期の終わり頃に社会人基礎力検定を実施し、1年次学生全員に受験を義務付けている。社会人基礎力検定の結果を基にして、学習成果の査定を行っている。1年次については入試種別をキー項目として、GPA平均値と社会人基礎力診断の総合スコアの平均値をクロス集計して、学習成果を把握した。本報告書には入試種別のクロス集計を載せたが、この他にも高校別のGPA平均値と社会人基礎力総合スコアの平均値のクロス集計を行い、学科会議にて報告している。

2018年度1年次のGPA平均値及び社会人基礎力診断総合スコア平均値

入試種別	前期GPA平均値	後期GPA平均値	社会人基礎力 総合スコア平均値	人数
AOⅠ期	3.21	3.18	75.8	44
AOⅡ期	3.47	2.83	74.5	2
指定校	3.46	3.16	75.7	15
学業	3.17	2.91	74.7	6
文化	3.73	3.77	85.0	1
一般B	3.39	3.57	79.0	1
全体	3.28	3.15	75.8	69

児童教育学科では、授業期間終了後の学生の単位修得状況については成績通知書で把握している。学生個々人でファイリングしている「履修カルテ」には各学期の受講科目ごとに自己評価や振り返りの記述を行うことで、実際の単位修得状況や成績評価と組み合わせた振り返りを行うとともに、学生に対して主にクラス担任が指導及び助言を行っている。それとともに、各学期の授業開講時期の終了後に行われる各種実習においては、実習先から返送される実習評価票に基づき、各実習の事前・事後指導の評価も踏まえながら、実習の事後指導としての振り返りの機会を設定しており、各実習指

導の担当教員によって個々の学生に対する指導及び助言を行っている。

③卒業時の測定・把握方法

(総合ビジネス学科)

2年次学生には必修科目の卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱにおいて、卒業研究論文を課している。毎年、2月中旬に卒業研究論文口述試験を実施し、学習成果を把握している。平成30(2018)年度には卒業論文及び口述試験ルーブリック(評価指標)を導入し、ルーブリックに基づいて、卒業論文を評価した。なお、学生にもルーブリックを配布し、卒業論文の振り返りと自己評価ができるようにした。このように学習成果の査定の手法を学科会議等で点検し、改善に向けて努力している。

また、卒業時の資格取得状況により、学習成果を測定している。

【平成30(2018)年度卒業生の資格取得率】

資格名	希望者数	取得者数	取得率
秘書士	22名	20名	90.9%
ビジネス実務士	22名	22名	100.0%
プレゼンテーション実務士	10名	10名	100.0%
観光ビジネス実務士	5名	5名	100.0%
医事管理士	13名	13名	100.0%
医療管理秘書士	13名	13名	100.0%
ピアヘルパー	5名	4名	80.0%
準デジタルアーキビスト		7名	***

卒業研究論文口述試験を終えた後の学科会議にてPDCAサイクルを使って振り返りを行った結果、参考文献の積極的な活用や引用の仕方、考察の書き方等、反省すべき点が明らかになった。これらの反省点を踏まえて、平成31(2019)年度の卒業研究ゼミナールではレポートのチェックリストを導入することを決定したほか、参考文献を積極的に活用させる等、論文指導を充実させることを確認した。1年次のフレッシュマンゼミナールではレポートの指導を徹底することや専任教員の授業において書く力をつけさせるためになるべく、レポート課題を出させるようにする等を確認した。

その他、ワープロ検定、情報処理検定、秘書検定等の各種検定の結果を確認し、学習成果の把握を行っている。

平成30(2018)年度は卒業研究論文のアセスメントポリシーを検討した。また、ビジネススキルのさらなる向上を目指すとともに、学習成果の査定をより一層明確化するために、ビジネス能力検定(B検)ジョブパスを新規に導入し、受験を義務付けることを検討中である。

GPAについては、学期ごとの最優秀学生を選出する際に、学科会議において、学生のGPAを確認している。

(児童教育学科)

児童教育学科では、建学の精神及び教育目的・目標に基づいて「豊かな教養と保育・

教育に関する専門知識、価値観、技術を身につけ、愛情豊かに子ども達を育む将来の保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成すること」を目指している。

平成 29(2017)・平成 30(2018)年度卒業生の教員免許・資格取得者数は次表の通りである。

	免許・資格	人数	
		平成 29 年度	平成 30 年度
教員免許	幼稚園教諭二種免許状	52	42
	小学校教諭二種免許状	180	154
資格	保育士	140	127
	児童厚生二級指導員	52	44
	ピアヘルパー	42	86

<平成 29(2017)年度>

平成 29(2017)年度の児童教育学科卒業生は 205 名であった。幼稚園教諭二種免許状については学科の卒業生の 88%にあたる 180 名が取得している。また、初等教育コースの卒業生は 57 名であり、うち 52 名が小学校教諭二種免許状を取得している（取得率 91%以上）。さらに、児童厚生二級指導員資格を取得可能とする福祉教育コースでは、コース卒業生の 96%にあたる 52 名が資格取得に至っている。保育士資格については、心理・福祉教育コース卒業生 148 名中、140 名が取得し、取得率 95%となっている。また、ピアヘルパー資格については、初等教育コース及び心理教育コースの卒業生 151 名のうち 42 名が取得し、取得率 28%となっている。

<平成 30(2018)年度>

平成 30(2019)年度の児童教育学科卒業生は 176 名であった。幼稚園教諭二種免許状については学科の卒業生の 88%にあたる 154 名が取得している。また、初等教育コースの卒業生は 43 名であり、うち 42 名が小学校教諭二種免許状を取得している（取得率 97%以上）。さらに、児童厚生二級指導員資格を取得可能とする福祉教育コースでは、コース卒業生の 92%にあたる 44 名が資格取得に至っている。保育士資格については、心理・福祉教育コース卒業生 133 名中、127 名が取得し、取得率 95%となっている。また、ピアヘルパー資格については、初等教育コース及び心理教育コースの卒業生 128 名のうち 86 名が取得し、取得率 67%となっている。

幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー受験資格等の免許及び資格取得は学習成果の一つである。ただし、各コースによって取得できる免許や資格は異なる。すべての免許・資格取得は卒業要件とせず、学生の主体性に基づいて希望した免許・資格を取得することとしている。

両学科とも、学校教育法、短期大学設置基準、免許・資格関連の法令・規程の変更な

どを確認し、法令遵守に努め、教育活動を展開している。文部科学省等からの法令に関する通知文書は、関係部署から、担当教員にその写しが配布され、内容によっては、教務委員会、学科会議での情報共有が図られている。

また、全国大学実務教育協会の規程の変更や、教職課程に関する法令の変更等があった場合は、学科会議にて情報を共有し、届け出書類の提出が生じた際には担当する教員と教務課職員が連携して速やかに書類を作成し、学科会議にて点検し、提出している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

学習成果を焦点とする査定の内容や方法は多岐にわたり、それらについて学生・教職員・地域の三者が等しく理解することは容易ではない。建学の精神や教育の目的・目標に沿った教育がどのような内容と方法で行われ、その結果としてどのような学習成果が得られるのかということについて、さらに議論を深め、妥当性と信頼性が一層高まるように定期的に点検しなくてはならない。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

（前回の認証評価の際に記述した計画）

新たな建学の精神と平成 28 年度より学則に規定した教育研究上の目的については、定期的に点検し、学生及び非常勤教員も含めて学内の共通理解を図る。新たな建学の精神は、本学ウェブサイト及び大学案内、学生便覧等を活用し、学内外に公表する。

全学的な教育目的・目標については、建学の精神及び各学科の教育目的・目標を踏まえ、大学の充実・発展検討委員会の作業部会を中心に検討し、平成 28 年度に学内外に公表する。

学習成果が、新たな建学の精神と教育研究上の目的等に対応しているかを検証し、学内外に向けて公表する。

総合ビジネス学科の自己点検・評価表や児童教育学科の履修カルテにおける評価項目をそれぞれの学科の教育目的・目標とより関連の高いものになるよう、再検討したり、学生による自己評価をさらに効率的な個別指導につなげるための仕組みについても検討する。

(計画の実行状況)

建学の精神や教育研究上の目的については定期的な検討を行なっているが、前回認証時から現在に至るまでに変更となった箇所はない。建学の精神等を学内外に広く公表することは、学長はじめ教職員がさまざまな機会を利用して周知に努めており、従前と比較して共通理解の程度が増加していることが期待される。

全学的な教育目的・目標の公表は予定通り実施されている。

学習成果については、新たな建学の精神や教育研究上の目的、さらに学科ごとの三つの方針に沿った形で整備され、学内外に公表されている。

総合ビジネス学科の自己点検・評価表や児童教育学科の履修カルテ等の内容や利用方法については定期的に点検が行われ、それぞれ学習成果の把握や効率的な指導にとってより有効な仕組みに改善がなされている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学入試改革に向けて、建学の精神や教育研究上の目的、三つのポリシー等の詳細を定期的に点検するとともに、入学から卒業までの一貫した教育活動においてそれらがどのように具現化されているのかを継続的に点検する。

さらに、入試におけるルーブリック基準評価を整備し、地域における本学の役割を明確にし、これらを内外に周知することが重要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応したものである。本学科では学習成果を資格取得、卒業論文、GPA としている。特に卒業論文については、卒業論文及び口述試験ルーブリック（評価指標）を策定し、評価基準を明確化している。

入学時に全員に配布している学生便覧〔提出資料（＊）〕と履修要覧には建学の精神と学則、諸規程、卒業要件が明記されており、教育目的、教育目標、三つの方針は学生便覧にのみ明記されている。本学科では 64 単位以上を取得することによって、全国大学実務教育協会の秘書士、ビジネス実務士、観光実務士の資格を取得することができる。医事管理士、医療管理秘書士といった医療事務系の資格については所定の科目を履修し、必要な単位を取得することにより、認定試験の受験資格を得られ、認定試験に合格することで、これらの医療事務系の資格を取得することが可能である。

本学科で学期ごとに全学生に配布している学修ポートフォリオにも建学の精神、学科の教育研究上の目的（教育目標）、学科の三つの方針を記載することにより、学生が三つの方針を目にする機会を意識的に設けている。

現行の卒業認定・学位授与の方針は以下の通りであり、社会的に通用性があると認識している。

【現行】卒業認定・学位授与の方針

総合ビジネス学科では、指定された単位を修得し、同時に下記の能力を身につけた者に対して「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 常に問題意識をもち、積極的な課題の発見やそれに対しての解決方法を立案・実行できる能力（課題発見力・計画力・創造力・実行力）

- (2) 自分の考えをきちんと順序立てて説明し、相手を説得する能力（コミュニケーション能力）

(3) 結果を冷静に振り返り、統括し、周囲と共有することのできる能力（状況把握力・踏み出し力）

卒業認定・学位授与の方針は学科会議や学科 FD を利用して、定期的に点検を行っており、平成 30(2018)年度には新しい入試に対応した卒業認定・学位授与の方針を策定した。新しい方針では、卒業の要件と学習成果をより具体的に定めている。

（児童教育学科）

児童教育学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応したものである。本学科の学習成果は学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等としている。

入学時に全員に配布している学生便覧と履修要覧には建学の精神と学則、諸規程、卒業要件が明記されており、教育目的、教育目標、三つの方針は学生便覧のみに明記されている。本学科では 62 単位以上を取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位を取得することにより、短期大学士（児童教育）の学位が得られるとともに、コースによって異なるが小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ピアヘルパー受験資格、児童厚生二級指導員資格等を取得することができる。

本学科の卒業認定・学位授与の方針は次表の通りであり、いわゆる「学力の三要素」を基礎とした方針となっており、十分に社会的・国際的に通用するものである。

【現行】卒業認定・学位授与の方針

- ① 郷土に誇りを持ち、心豊かな感性を身につける
 - ② 保育者・教育者としての専門知識・価値・技術を身につける
 - ③ 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける
 - ④ 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける

卒業認定・学位授与の方針は学科会議や学科 FD を利用して、定期的に点検を行っており、平成 30(2018)年度から新しい入試に対応した卒業認定・学位授与の方針を策定している。新しい方針では、卒業の要件と学習成果をより具体的に定めている。また、本学科では、平成 26 年度より卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的を同一のものとして運用してきたが、今回の点検において教育研究上の目的を別途策定し、卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的がよりわかりやすくなった。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
 - (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科の教育課程編成・実施の方針は次の通りである。

教育課程編成・実施の方針

総合ビジネス学科では、「ビジネス心理コース」と「観光ホスピタリティコース」を設置し、大学全体としての「共通科目（基礎教養）」、総合ビジネス学科独自の「必修科目」、「選択必修科目」、「自由選択科目」、「選択科目」を提供して、社会人基礎力と幅広い専門性を学べるような教育課程を編成している。

また、学生の身につけるべき能力の点から、次のような科目群に分類できる。

- (1) 基礎教養や基礎学力を養うための科目群
- (2) 幅広い専門知識を養うための科目群
- (3) コミュニケーション能力を養うための科目群
- (4) 専門的な技能を養う科目群

教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応したものであり、学習成果に対応した授業科目編成となっている。1年次のフレッシュマンゼミナールを履修することで、社会人基礎力の能力として定義されている、課題発見力、計画力、創造力、実行力やコミュニケーション能力、状況把握力、踏み出し力の素養が身につき、2年次の卒業研究ゼミナールにおいて、これらの社会人基礎力の向上が図れるようにしている。

共通科目では基礎教養や基礎学力を養い、専門教育科目では、経営学、経済学、法律、簿記、心理学、観光学等の講義科目を幅広く学べるほか、ビジネスマナーやコンピュータスキルを向上させることにより、いわゆるつぶしの利く人材の育成を目指して教育活動を展開している。

本学科ではキャップ制を敷いており、年間で履修できる単位数を40単位までと定めている。ただし、資格取得等のために、40単位を超える学生については、指定の様式「40単位超過申請書」を提出させている。GPAを参考にしながら、40単位超過の申請の可否を学科会議で審議している。

成績評価の基準は履修要覧にて定めている。成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格としている。各科目の評価基準はシラバスに記載しており、成績は 100 点～90 点を「秀」、89 点～80 点を「優」、79 点～70 点を「良」、69 点～60 点を「可」としている。本試験または追試験で不可となった学生を対象に再試験の機会を与えている。成績評価は短期大学設置基準等に則って厳格に判定している。

シラバスには授業の到達目標、授業概要、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業内容、時間外学習、テキスト、参考資料、授業の評価方法・評価基準等を明示している。初回の授業において、シラバスを使ったオリエンテーションを行っている。

なお、本学科では通信による教育は実施していない。

本学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格に則り、適切に配置している。授業を担当する教員配置については、専任教員だけでなく、非常勤講師や必要に応じて実習補助者を配置し、各教員の専門性が担当科目に反映されるようにしている。

本学科の教育課程の見直しは教育の質保証や学生の実態を考慮しながら、学科会議等を通じて、定期的に行っている。平成 30(2018)年度入学者から新カリキュラムのもとで教育活動を展開している。

科目区分	
共通科目	人文・社会科目 健康科目 情報科目 外国語科目
専門教育科目	・必修科目 ・選択必修科目 ・自由選択科目（ビジネス基本フィールド：秘書系、生活・ビジネス系、情報系） ・専門選択科目（ビジネス心理フィールド、沖縄観光フィールド、キャリアアップフィールド） ・医療事務資格取得チャレンジ科目

（児童教育学科）

本学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応したものであり、学習成果に対応した授業科目編成となっている。

本学科の教育課程編成の特色は、学習成果の重点項目である免許資格取得に関連して、実習を核とした教育内容が充実している。例えば、実習の前と後で学習内容を明確に区別することで実習体験を軸にしたカリキュラムを編成し、また、異なる授業科目間の授業内容の連続性や順次性を考慮して開講時期を設定したりするなどの工夫をしている。

キャップ制を導入しており、学期ごとに取得できる単位数の上限を設定している。

本学科では、より質の高い教員や保育士等を養成するために各科目の成績評価は短期大学設置基準等に則り厳格に行われている。各科目の成績評価に基づいて、単位の

取得状況や成績が一定の基準に達しない学生については実習時期の見直しが図られている。学科内で開講されるすべての科目は適切な項目（到達目標、授業計画、授業概要、事前・事後の学習、授業回数、成績評価の基準・方法、テキスト、参考書、オフィスアワー）に従ってシラバスが作成され、第三者によるチェックを経たシラバスに即した授業が行われている。

なお、本学科では通信による教育は実施していない。

本学科の教員は経歴・業績を基に、短期大学設置基準及び教職課程の教員の資格に則り、授業科目の専門性に相応しい教員を資格・業績をもとにして配置している。教育課程は学科、教務部（教務委員会）が中心となって随時継続して点検している。また、学外実習の担当教員については可能な限り複数の教員で担当できるように指導体制を整えている。

本学科の教育課程の見直しは教育の質保証や学生の実態を考慮しながら、学科会議等を通じて定期的に行っている。とくに平成 30(2018)年度から平成 31(2019)年度に向けて他の二つの方針とともに内容を改定している。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

両学科に共通する授業科目として共通科目を開設しており、これらの授業科目において教養教育を位置づけている。共通科目は人文・社会科目、健康科目、情報科目、外国語科目に分類されており、専任教員のほか、非常勤講師が科目を担当している。郷土について学べる科目として「沖縄と文化」、「沖縄の歴史と文化」、「沖縄の方言」、「生活と芸術」等を設置している。「生活と芸術」では沖縄の伝統芸能を取りいれている。

郷土について学べるこれらの科目は専門教育科目である観光関連の科目と関連しており、例えば沖縄の歴史や文化、沖縄の方言を学ぶことで、総合ビジネス学科では沖縄観光を学ぶ上での素地が身につくこと、児童教育学科では保育・教育現場における児童とのかかわりなどを意図した科目配置となっている。

教養教育の効果の測定・評価については成績にて行っているが、改善への取り組みについては組織的には十分に行われているとは言えず、今後の充実に向けての課題となっている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

(総合ビジネス学科)

職業教育については、「特殊演習」、「特殊講義」、「女性とキャリアデザイン」といった専門科目を配置しているほか、1年次のフレッシュマンゼミナール、2年次の卒業研究ゼミナールにおいても就職支援を行っている。

職業教育の効果としては就職状況を学科会議にて把握・確認している。また、ゼミナール担当教員が面談等を実施し、就職意欲の向上に努めている。

(児童教育学科)

学内においては、「教養演習」の講義や学生支援部が主催するさまざまな就職支援活動を学生が積極的に活用できる体制を整えており、また、沖縄県私立保育連盟や日本保育協会沖縄県支部との懇談会を開催することで、本学の卒業生の進路状況や今後求められる保育者像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行い、教育に活かすようにしている。

職業教育の効果を測定・評価する一つの方策として、保育所・保育園や幼稚園、児童館、社会福祉施設等に就職した卒業生の様子等を聞き取り、学科会議や実習担当者会議で共有している。教育実践研究支援センターと連携して小学校教員採用試験や幼稚園教諭・保育教諭・保育士採用試験の対策講座の実施やその成果の振り返りを行ったりすることで、職業教育の効果を測定・評価し、在学生の教育・指導の改善に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し

て、公正かつ適正に実施している。

- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

（総合ビジネス学科）

総合ビジネス学科の入学者受け入れの方針には協調性、コミュニケーション能力、社会貢献等のキーワードが入っており、卒業研究論文、資格取得、GPA等、学習成果に対応したものである。

学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、オープンキャンパス等の機会を利用して、学科の入学者受け入れの方針を入学希望者に説明している。

現行の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してはいないものの、労働意欲、今の自分に足りないこと、大学でどのように学びたいのか、どんな人間として成長し、社会貢献したいのかを明確に主張できる人を求めている。

AO入試ではプレゼンテーションを課しており、学科が求めている能力または適性としてのコミュニケーション能力や学習意欲を測っている。推薦入試の中の学業推薦と文化活動及び体育活動推薦においては、小論文と面接を課している。小論文では、これまでの学びとして文章を書く力、語彙力等を評価し、面接試験では志望動機や学ぶ意欲を自らの言葉で述べてもらい、評価をしている。

（児童教育学科）

児童教育学科の入学者受け入れの方針には、保育者・教育者となるために必要な基礎学力や豊かな人間性、自身で考え表現すること、意欲的に学び続けようとする態度、地域社会に貢献する使命感、等が含まれており、これらはみな学業成績や資格取得等の学習成果に対応したものである。

学生募集要項や本学ウェブページにおいて入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、オープンキャンパスや入試説明会等の機会を利用して、学科の入学者受け入れの方針を入学希望者に説明している。

現行の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してはいないものの、本学科での学習と卒業後の職業の基礎となる知識や意欲、態度等が高校卒業までに備わっていることを求めているものである。

本学科の入学者選抜方法は入学者受け入れの方針に基づいて、AO入試、推薦入試、一般入試、社会人AO入試、社会人特別入試の5種の選抜試験を実施している。AO入学試験では第一次審査で書類選考を行い、第二次審査で面接及び口述試験を実施している。初等教育コース志願者は課題文に関する内容、心理・福祉教育コース志願者は絵本の読み聞かせを含む課題内容を取り入れている。

(教務部)

入学金及び授業料等の必要な学費について、大学案内、学生募集要項及び本学ウェブページで明示している。アドミッション・オフィスについての必要性は認識しているが、短期大学という規模ゆえの限られた人的資源では、専門の部署に専門の職員を配置することが難しいため、今後の課題となっている。また、受験に関する問い合わせ等について教務課入試係が中心となり適切に対応している。入学者受け入れの方針は定期的に点検しているが、高等学校関係者の意見までは聴取できていない。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科の学習成果は、資格検定取得、社会人基礎力、卒業研究論文、GPAであり、具体性がある。資格の取得状況と社会人基礎力診断の結果は学科会議及び卒業合否判定会議において、学生一人一人の状況を確認している。

卒業研究論文においては、短期大学における卒業研究論文の作成および成果発表に関して内外からの評価も高い。中間発表のポスター作製、口述試験のプレゼンテーション、そして、口述試験での挨拶、言葉使い、立ち振る舞い等ビジネスマナーの評価も行い、短期大学での学びの集大成としている。GPA に関しても、資格検定と同様に情報を共有し学習成果の確認が行われており、具体的な内容になっている。

本学科の学習成果は、カリキュラムツリー及び履修モデルにもあるように、基礎的な科目を初年次に配置しながら、専門的な科目を卒業までの 4 学期にバランスよく配置している。また、卒業までの 4 学期の学びの中で資格取得や検定の合格に向けた科目を配置しているため、2 年間の学びの中で、学習成果の獲得が可能である

本学科の学習成果は、資格取得状況、社会人基礎力診断結果、GPA に関しては数値化されており、測定可能である。測定結果を三つの方針の見直し等にも活用している。さらに、卒業研究論文の評価にはルーブリック評価基準を策定し、その評価基準は学生にも公開されており、それらに基づいて評価が行われている。

(児童教育学科)

児童教育学科の学習成果は、学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等であり、具体性がある。全ての学習成果は学生自身が明確に把握できると同時に、学科会議や卒業合否判定会議において教員も状況を確認している。

十分な学習成果が得られるように、各授業科目は 1 年次前期から 2 年次後期まで学

習効果を考慮して順序よく配置されており、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・履修モデル等で示されるとおり、基礎教養科目から専門科目まで無理なく履修できるよう配慮されている。実習指導の科目や学外実習の時期においても、他の科目との内容的関連性や順序性が考慮されている。

いずれの学習成果も、学生個人として具体的な数値あるいは結果として把握できるものであるとともに、学科全体としての成果や達成状況を分析測定し評価することも可能なものである。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

(1) (3)GPA 分布率（平成 30 年度より）、単位取得率、学位取得率、国家試験・各種資格等の合格率については教務課にて収集し把握しているが、学生の学習成果を量的データに基づき評価する方法については整備の途中であり公表できていない。次年度への課題となっている。

(2) 卒業年次を対象に毎年 3 月に「満足度調査」を実施し、2 年間の学生生活における評価を活かし、学生支援につなげている。3 月卒業生の就職先（企業、保育園等）に企業アンケートを実施しているが、アンケート結果を基に活用がされていないのが課題である。今後、アンケート結果の内容を精査し、公表していきたい。また、インターンシップや留学等については参加率等の公表はされていないが、在籍数や卒業者数、進学者、就職者数については、本学ホームページ上で「情報の公開」で公表している。しかし、細かな率まで明記されていないため、公表の仕方について見直す必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

本学では、年度ごとに一般企業や幼稚園、保育園等の人事担当者に対して本学卒業生の評価に関するアンケート調査を実施している。アンケートの主な内容は、本学の卒業生の評価や就職後に必要とする知識・能力・技能、本学の教育に対する要望などである。平成30(2017)年度に関しては、各学科の代表と学生支援課で構成される就職委員会において、アンケート結果を共有している。

総合ビジネス学科では、学内で行われる学内企業説明会等に先輩社員として、本学科の卒業生が参加する機会がある。その際には企業の人事担当者と学生支援課職員及び教員が面談を行い、卒業生の仕事ぶりや企業が求める人材等について、幅広く意見交換を行い、在学生の指導に活かしている。

児童教育学科では、学生支援課と連携して沖縄県私立保育連盟や日本保育協会沖縄県支部との懇談会を開催し、本学卒業生の進路状況や今後求められる保育士像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行い、キャリア教育・支援に活かすようにしている。また、各実習の訪問指導の際に、保育所・保育園や幼稚園、児童館、社会福祉施設等に就職した卒業生の様子等を聞き取り、学科会議や実習担当者会議で共有した上で在学生の教育・支援に活かしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

三つの方針を学則として定める必要がある。

卒業生の進路先から評価を聴取して、就職委員会を通して情報を共有しているが、学科ではこれらの評価を詳細に分析して、学習成果の点検に十分に活用するまでに至っていない。今後は、教務委員会や学科FD等を通して、調査結果をカリキュラム編成に関連づけることが課題である。

また、アンケート調査に加えて、個別に卒業生の就職先への表敬訪問を実施して、実際の勤務状況を把握することも検討したい。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

卒業生の評価については、就職先からの聴取だけではなく、卒業後3ヶ月後に新規卒業生を対象とした情報交換会を学内で実施している。学生支援部主催で開催し、関係する教職員が参加して、就職後の状況や職場で役に立っている学習成果(授業)は何か、もっと取り組んでおけばよかったと思うこと、授業に取り入れて欲しい内容などを自由に話してもらうことで、問題点や課題を把握し、今後の教育活動や学生支援に活かせるようにしている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科の教員（以後教員）は、7名の専任教員という、少人数の利点を生かし、学科会議を通して、学生支援に向けて取り組んでいる。シラバスに関しては非常勤講師を含む教員が参加するFD研修会において、成績評価に関する観点について、共通理解を含めている。教務委員会等で検討される成績評価に関する決定事項等は、各

教員に報告され、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、毎学期の成績評価の終了後、学科会議において、本学科の学習成果であるGPA、単位取得状況等を公開し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、学生による授業評価を学期ごとに受けている。授業評価の結果の個票には、教員個人の授業評価アンケートの集計結果と全教員の平均値、学生からの自由記述が掲載されている。この結果を受けて、各教員は自らの授業改善に役立てている。

教員は、同一科目を共有する担当者間でシラバスの共通化を図り、さらに、学科会議等で講義の進行状況を公表し、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、成績評価及び検定取得状況などを学科会議において公表し、その結果を教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、課題を有する学生及び支援を要する学生に対し、ゼミナール担当教員が面接を行っている。その際、面談報告書を活用し、学生指導に役立てている。面談の内容については、学科会議において、情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。

(児童教育学科)

児童教育学科の教員(以後教員)は、学科全体及び各コースを中心とした関連する授業科目の担当教員における連携を踏まえ、学科会議を通して学生支援に向けて取り組んでいる。シラバスに関しては非常勤講師を含む教員が参加するFD研修会において、成績評価に関する観点について共通理解を含めている。教務委員会等で検討される成績評価に関する決定事項等は各教員に報告され、シラバスに示した成績評価基準によって学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、毎学期の成績評価の終了後、学科会議において、本学科の学習成果であるGPA、単位取得状況等を公開し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、学生による授業評価を学期ごとに受けている。授業評価の結果の個票には、教員個人の授業評価アンケートの集計結果と全教員の平均値、学生からの自由記述が掲載されている。この結果を受けて、各教員は自らの授業改善に役立てている。

教員は、教員間で同一科目のシラバスの共通化や隣接する科目の授業内容の確認などを図ることで連携する試みを行っている。ただし、同様の状況におけるすべての科目において教員間で同様の対応ができているとは言えず、学科全体の取り組みとしてはまだ十分ではない。

教員は、成績評価及び免許・資格取得状況などを学科会議において公表し、その結果をもとに教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、課題を有する学生及び支援を要する学生に対しては、各実習指導教員やゼミナール担当教員との連携を踏まえて、クラス担任を中心に履修や卒業に向けた学生指導を行っており、必要に応じて保護者も交えて面談を行っている。面談の内容については学科会議において情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。

事務職員は、それぞれ所属する部署の職責を果たすことによって学生の学習成果獲

得に貢献している。教務課職員は学生が卒業に至るまでの履修状況及び成績記録等について規程に基づき適切に管理し、出席不振や成績不振と思われる学生には担当する教員もしくは学生に直接連絡をとり、状況把握や改善について指導するなど支援している。

図書館職員は、専任職員 1 名、非常勤職員 2 名の体制となっており、全職員が司書資格を有しているため、それぞれが専門職として学生の学修向上に向けたサポートを行っている。資料の貸出のほか、レファレンスサービス、複写サービス、パソコン・タブレット端末（iPad）の利用サービス、新聞記事データベース利用サービス、視聴覚資料閲覧、図書館相互利用サービスなどを提供している。また、地域貢献の一環として学外利用者にも施設を開放しており、本学卒業生のみならず、一般者も利用可能である。

図書館運営の計画・立案・実施は、図書館委員会によって定期的に検討されている。本委員会は、図書館長、総合ビジネス学科及び児童教育学科から選出された各 1 名の教員と図書館司書の計 4 名から構成されている。図書館委員会は、毎月第 2 木曜日を定例として開催している。

本学図書館は、全国、九州地区私立短期大学図書館協議会、沖縄県大学図書館協議会、沖縄県図書館協会に加盟しており、総会・研修会に参加し、図書館サービスの充実にに向けた情報交換等を行っている。更に、他大学図書館と連携して、図書の相互貸借、文献複写サービス等を行っている。

学術情報については、本学図書館ホームページから本学及び他図書館の蔵書検索が可能である。また、学内パソコンからは、本図書館のサイトを經由して、県内地方紙の琉球新報及び沖縄タイムス、2 社のデータベースのオンライン利用ができる。また、館内パソコンからは、日本教育新聞社の新聞記事検索データベースの利用ができる。

総合ビジネス学科では、入学直後の 1 年生を対象にゼミナール単位で図書館ガイダンスを実施し、2 年生に関しては、ゼミ単位の申込制で実施している。また、卒業研究論文の研究活動や各講義のレポート課題等の作成において、館内に所蔵している図書やインターネットを利用した論文検索やデータベース検索など、図書館を積極的に活用している。

児童教育学科では、入学直後の 1 年生を対象にクラス毎に図書館ガイダンスを実施し、図書館の利活用の方法、蔵書の種類の説明、インターネット及びデータベースの活用法を具体的に示して、日常的な図書館活用を全学生に促している。更に、図書館ガイダンス時には、図書館クイズも実施し、図書館に足を運んでもらうしかけづくりも行っている。学生は、小学校・幼稚園教諭二種免許状、保育士資格等の各分野における講義での課題への取り組み、各学外実習（小学校・幼稚園・保育所・施設・児童館）の前後や期間中の資料収集等で図書館を活発に利用している。

購入図書の選定は、沖縄女子短期大学図書館委員会規程第 2 条 4 号に基づき、原則として図書館委員会の議を経て購入を決定している。また、教職員及び在学生からの図書リクエストを随時募集し、図書の充実を継続的に図っている。

図書等の廃棄システムは、沖縄女子短期大学図書館資料除籍規程及び除籍に関する細則に基づき、適切に処理している。

総合ビジネス学科並びに児童教育学科を設置する本学は、それぞれの科目に関連し

た図書を積極的に収集している。そのため、全体としては 3 類（社会科学）の図書を多く所蔵しているのが特徴となっている。また、両学科ともに各授業のシラバスに掲載されている参考図書を随時入手しており、学生の自主学習の機会創出と学修支援に努めている。更に、「先生方の推薦図書コーナー」を設置し、各授業との連携・接続を通じた学修支援に繋げている。

例えば、総合ビジネス学科に関しては、「ビジネス・観光」コーナーを設置しているほか、「就職関連本」・「資格・検定」・「実習に役立つ本」コーナーを常設し、就職活動の支援を図ると同時に、就職活動や医療事務実習の時期には、関連する図書を目立つ場所に移動し、展示するなど工夫している。

児童教育学科では、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の各専門分野の図書を充実させている。例えば小学校教諭を養成する初等教育コースの学生のために複数の出版社の小学校教科書を取り揃えているほか、教員採用試験対策関連の図書が充実している。そのほか、各地域の民話の収集も積極的にを行い、関連する授業等での活用を通じて、地域文化の理解を図っている。

児童教育学科に関しては、特に 7,898 冊に及ぶ絵本の充実が特徴となっている（平成 31(2019)年 3 月 31 日現在）。所蔵する絵本は、日本の作品にとどまらず、海外の作品も含め幅広く揃えている。そのほか、絵本以外の児童文化財（エプロンシアター・パネルシアター・紙芝居）も充実しており、本学図書館の特色となっている。こうした特色ある資源は、各実習での活用はもとより、学外利用者にも有効活用され、地域貢献に寄与するものとなっている。

図書館行事としては、学内に入れたい図書を、学生が書店で自ら選んでポップを書くという「沖女図書館委員と行く選書ツアー」と称したイベントを毎年 5 月～6 月に行っている。同様に、「オススメ本コンテスト」というイベントでは、読書意欲を喚起する事を目的に、学生が他学生に紹介したい本について所定の用紙に紹介文や絵を描き、優れた作品を表彰して副賞を授与し、結果を掲示している。平成 29(2017)年度からは、地域の方に足を運んでもらうことを目的に図書館主催の講演会を開催している。平成 29(2017)年度は、長年幼児教育に携わり、全国各地で講演会を行っている著名な藤田浩子氏による実践講座「人との関わりを育むおはなしとわらべうた」を開催した。平成 30 年度には、絵本『100 かいだてのいえ』の著者である岩井俊雄氏による絵本の読みかせ&ワークショップ「みんなでつくろう！100 かいだてのいえ」を開催した。また、「図書館まつり」では、毎年切り紙コーナーやリサイクル本コーナーを設け、本学の図書館を知ってもらう機会となっている。平成 29 年度には、ウチナー漫画家ももココロさんによる「似顔絵会」、平成 30(2018)年度には図書館キャラクターを用いた缶バッジ作成を実施し、大好評であった。こうした講演会や図書館まつりでは、学生ボランティアを参画させることで、学生と図書館との距離を縮める機会となり、更に教育活動の場となっている。学生は、こうしたボランティア活動を通じて、司会役を経験したり、講師と直接話す機会を得たり、子ども達との触れ合いを通じて子ども理解への深い学びへと繋げる機会となっている。それぞれの取り組みは、実施後すぐに図書館委員会でも振り返りを行い、次年度に活かすという P D C A に努めている。

館内では常時リラックスできる雰囲気づくりの一環として音楽を流したり、絵本コ

コーナーにはカラフルなマットを設置したりするなど、居心地のよい環境作りに取り組んでいる。マットの設置によって、学外の保育所等の利用者も増えている。出入り口の横にある展示コーナーは、季節や行事、講義と連動させて常設している。更に講義と連携して、視覚障がいのある方々をより理解することを目的に、沖縄県立沖縄盲学校より様々な教材教具を借用して特別展示を実施している。平成 29 年度からは、年末・年始に図書館職員がテーマ毎に本を選定し、「福袋」として提供する企画を実施しているが、学生からの評判も上々である。

広報活動としては、毎月「図書館だより」、「新着案内」を学内に掲示し、更に図書館情報発信として、開館日には図書館独自のブログで、展示コーナーのお知らせ、図書館企画、オススメ本等を紹介している。

教職員は、学内 LAN に接続されたコンピュータで授業資料及び会議資料の作成等に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対しては、入学前に本学の授業や各種イベント、サークル・クラブ活動、及び学生生活等についての情報は大学案内のパンフレットや本学ウェブサイト等を通じて発信している。

また、学科ごとに設定した入学前課題を実施している。総合ビジネス学科では、キーボードのタイピング、e-learning 教材、新聞のスクラップ、漢字検定の問題集を課している。これらの課題が学科のどの科目に関連したものかを一覧表に提示することにより、入学後の学びに繋がられるように工夫している。児童教育学科では、本学校舎においてピアノの指導を行うほか、課題図書感想文、子どもに関するニュース等についての新聞スクラップ、e-learning 教材等の入学前課題を課している。

入学者に対しては入学前に新入生オリエンテーションを実施し、オリエンテーション用資料、履修要覧、学修ポートフォリオ等を使って、履修指導を行うほか、講義マナー等、学生生活に関しての指導を行っている。総合ビジネス学科では、新入生については、フレッシュマンゼミナールにて引き続き履修指導を行っており、科目の履修漏れがないように気を配っており、児童教育学科においてもクラスごとにガイダンスを行い、細かな履修指導等をおこなっている。

1年後期以降の各学期開始時にはオリエンテーションを実施し、1年次同様に各種資料を使って履修指導を行っている。科目の選択については、全学年の学修ポートフォリオの中にカリキュラムツリーを記載し、科目選択のガイダンスに活用している。

学習成果の獲得に向けて、大学では学生便覧、履修要覧を発行し、学科では学修ポートフォリオや履修カルテを発行し利用している。履修モデルについてはウェブサイトに掲載している。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は行っていないが、気になる学生については学科会議にて情報の共有を図り、必要に応じて個別指導を行っている。

学習上の悩みなどについては、基本的にはゼミナール担当教員やクラス担任等がオフィスアワー等の時間を利用して、相談を受け付けている。適切な指導助言体制の構築はこれからの課題である。

本学科は通信による教育を実施していない。

進度の早い学生や優秀な学生については、総合ビジネス学科においては「簿記原理Ⅰ」、「ビジネスコンピューティングⅠ・Ⅱ」においてクラス分けを実施して、学習上の配慮を行っている。児童教育学科においては、能力や意欲に応じた課題を実施したり、自習スペースを利用した個別学習指導なども行われている。

留学生の受入れ及び留学生の派遣については学生支援課を窓口として行っている。

学習成果の獲得状況について、学期ごとに学科会議にて GPA を確認し、特に GPA が著しく低い学生については、学習支援に向けた情報の共有を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援においては、従来の厚生補導委員会及び駐車場管理委員会を統廃合して、2017（平成 29）年 4 月より新たに学生支援委員会を設置している。学生支援委員会は、委員長に学生支援部長、各学科から選出された 3 名の教員（総合ビジネス学科 1 名、児童教育学科 2 名）と学生支援課長の 5 名で構成されており、学生の奨学支援及び学生生活支援について検討している。

2015（平成 27）年度は、新キャンパスへの移転に伴い、学生生活の環境も変化した。サークル活動がさらに充実できるようにサークル棟を設置し、体育館の利用時間も充実したことにより、学生が自ら積極的に課外活動に取り組めるようになった。サークル活動や学外活動に対する予算面での支援も、教育活動費や後援会からの学生活動費等によって充実している。また、学生会の活動については、主体的にイベントを企画し、学生同士や、必要に応じて学生と教職員が協働で運営することができるようにしている。企画した各イベントに関しては、実施前後に学生支援委員会で教職員の意見を集約し、学生会と教職員の情報を共有し、趣旨や実施規模、スケジュール、役割分担についても意識して取り組めるように学生会を支援している。具体的には、学生会の話し合いに、学生支援課担当職員や必要に応じて教員が参加しながら側面的に支援をしている。

学生の憩いの場として、学生ラウンジは 60 席以上の席のほか、テラス席も整備され、昼食時間を中心に教員と学生のコミュニケーションの場となっている。また、小規模ではあるが書店も設置されており、書籍や文具等、学習に必要な消耗品等が取り揃えられている。校舎棟の 2 階には自主学習の出来る場所として学びの部屋や自習室も設

置され、空き時間を利用して課題等に取り組む学生の姿が見られる。キャンパス・アメニティとして、女性用トイレにはパウダールームも設置され、日頃から身だしなみに気をつけるよう心がけているほか、校舎棟の3階には交流広場も設置し、休憩時間には多くの学生が寛いでいる。

県外や離島出身の学生も在籍している中、入学時には大学周辺の住宅情報や不動産の紹介を行っている。学生支援課の掲示板においても、近隣の住宅情報のチラシなどの掲示を行い、情報提供に努めている。県外や離島からの学生が入学の際に、大学周辺のアパート等を賃貸契約した場合には遠隔地学生住居支援金を給付している。また、2018(平成30)年度の入学生からは、一人暮らしの学生を対象に学生生活支援としての教職員と情報交換をする場を設ける「やどかり・カフェ」を開催した。

通学に関しては、ほとんどの学生が自家用車、バイク通学をしている状況にある。学内には140台の駐車場と80台の駐輪場、学外に180台の駐車場を完備しており、遠方からの学生を優先的に駐車許可している。多くの学生が自家用車で通学していることもあり、入学時のオリエンテーションでは警察署と連携しながら、交通マナー講座を開催し、注意喚起や交通マナーの指導徹底を行なっている。

奨学金について、まずは本学として実施する奨学金としては、学業、人物ともに優秀な学生で経済的理由により修学困難な学生を支援するため、給付型の「沖縄女子短期大学奨学金第一種」(252,000円)を2017(平成29)年度4名、2018(平成30)年度4名、「沖縄女子短期大学奨学金第二種」(100,000円)を2017(平成29)年度20名、2018(平成30)年度20名、「緊急支援奨学金」(100,000円)を2018(平成30)年度1名に給付し、「親族在学者奨学金」(100,000円)は親族が同時に在学している学生に対して、2人目以降から奨学金を給付し学費の負担軽減を図っており、2018(平成30)年度は1組2名の学生に給付した。その他「金秀青少年育成財団奨学金」(100,000円)を2017(平成29)年度3名、2018(平成30)年度3名に給付し、「千代田ブライダル奨学金」(100,000円)を2017(平成29)年度3名、2018(平成30)年度2名に給付した。「吉武登奨学金」は保育士として就職する優秀な学生に対し、2017(平成29)年度は350,000円を3名、100,000円を1名に給付、2018(平成30)年度は300,000円を1名に給付した。「海外研修奨学金」(50,000円)は、本学が実施する海外研修への参加学生に2017(平成29)年度は8名、2018(平成30)年度は10名に給付した。また、学外奨学金としては、「白百合合同窓会奨学金」(50,000円)を2017(平成29)年度4名、2018(平成30)年度4名の学生に給付した。「沖縄女子短期大学後援会奨学金」(100,000円)を2017(平成29)年度20名、2018(平成30)年度23名の学生に給付した。各奨学金の選考にあたっては、学科の意見を聴いて学生支援委員会で決定している。貸与型の日本学生支援機構の奨学金は、2017(平成29)年度は第一種が176名、第二種141名で合計317名が、2018(平成30)年度は第一種が182名、第二種130名で合計312名が受給している。

学生生活においては、メンタルヘルスケアや健康管理も重要である。保健室には養護教諭が常駐し、校医も月1回配置されており、学生の健康管理はもちろんメンタル面での対応もできるような体制を整えている。

学生生活に関しては、学生会と連携をとり、日頃から学生に声かけをしていく中で、学生の意見や要望を聴取するように努めている。また、教育実践研究支援センター主

催での「トーキングカフェ」を開催し、学生と教職員の懇談の場として意見を聴く機会を設けている。

留学生支援に関しては、2017(平成 29)年度の留学生の在籍はいなかったが、2018(平成 30)年度はベトナム国籍の 3 名の留学生が在籍しており、学科の教員と学生支援課において、履修指導や学生生活についての支援体制を整えている。3 名はカトリック教会に所属しており、保証人である修道会関係者とも連携をし、留学生支援を行っている。

また、社会人学生の支援については、2017(平成 29)年度には 11 名、2018(平成 30)年度には 8 名が在籍している。現役の学生とは違い子育て等との両立などで苦慮している面もあるため、必要に応じて相談等を受け入れている。

障がい者の受け入れについては、移転後の新キャンパスでは、障がい者用専用駐車スペースやエレベーター、多目的トイレの設置のほか、点字ブロックの案内等、バリアフリー、ユニバーサルデザインに基づいた設備を整えている。また、2018(平成 30)年 9 月より障がい学生支援委員会を設置し、組織的な支援体制の整備に向けて取り組んでいる。

長期履修生の受け入れについては、2016(平成 28)年度に教務委員会を中心に規程の一部を見直し、必要に応じて審議している。

学生の社会的活動も積極的参加が求められる中、近年は多くの企業や小学校・幼稚園や保育園、福祉施設等からボランティアの依頼があり、学生支援課と学科が連携し、学生への周知等に努めている。特に、42 年余の歴史を持つ本学の学生サークル「児童文化研究クラブ」の活動は地域社会から高く評価されており、保育・教育現場からの公演依頼が多い。その他、本学が所在地である与那原町との包括的な連携・協力に関する協定に基づいて、総合ビジネス学科の学生が、2017(平成 29)年度に町内の交通戦略を提案するためのワークショップに参加したり、2018(平成 30)年度にまちづくりに関する審議会委員の委嘱を 1 名が受けている。また、イルミネーション点灯式の実行委員として、企画・運営に参画するなどしている。一方、児童教育学科では、放課後学習支援員として町内の児童館において有償の学習支援ボランティアに取り組んでおり、この活動を通して小学生や幼稚園児と関わることで、学生の学習意欲・自己の成長にもつながっている。ところで、ボランティア活動については、依頼者側のボランティア保険の加入がないところもあり、保険については今後、検討する必要がある。

その他の身近なボランティア活動としては、オープンキャンパスの際に在学生から有償ボランティアを募っている。学生は参加者の誘導や模擬授業の補助など、当日の運営に関わる他、在学生の立場から高校生にアドバイスを行い、本学のアピールに貢献している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

（学生支援部）

就職支援のための教職員の組織として、就職委員会が設置されている。委員会は、委員長に学生支援部長、各学科から選出された 3 名の教員（総合ビジネス学科 1 名、児童教育学科 2 名）と学生支援課職員で構成されており、学科と学生支援課が連携を密にしながら、キャリア支援や就職支援に取り組んでいる。

校舎棟の 1 階には就職相談室が設置されており、沖縄県からの補助事業によって配置された就職コーディネーター 1 名が常駐し、週に 1 回は 1 名が加わり 2 名体制で、親身になって就職活動に関する相談及び支援業務を担っている。就職コーディネーターとの面談は基本的に予約制を取っており、個人面談を行うほか、就職活動に関する心構え、履歴書、エントリーシートの書き方の指導、模擬面接等非常にきめ細かい指導・アドバイスをを行っている。

また、企業説明会や個別相談の案内等は学内掲示板だけでなく、教務システムを利用して学生に一斉メールを配信したりゼミナール等を活用して資料を配布する等、個々の学生に適切に情報が伝わるように工夫している。

就職試験対策として、就職ガイダンスや履歴書・面接対策講座、筆記試験対策講座、グループディスカッション対策講座、就活メイクアップ講座の他、他機関等との連携でインターンシップや県外就職合宿の斡旋、支援等を行っている。

卒業時に学科ごとに就職状況調査を行い、その結果を分析・検討し、学生の就職支援に活用している。

進学に対する支援については、入学前に大学案内で、入学後は学生支援課主催の説明会等を通じて 4 年制大学編入学に関する指定校一覧や前年度の編入学の実績を提示することで、編入学に関する情報を提供しつつ、学生からの個別相談に応じている。また、留学に関しては、外部団体と連携しながら説明会を開催し、必要に応じて個別に支援している。

（総合ビジネス学科）

学生支援課から卒業時の就職状況の報告を受け、総合ビジネス学科では学科会議で学生の就職先について確認し、次年度の就職支援に活かしている。

進学希望者については、随時、カウンセリング、編入学試験対策等を行い、就職支援を行っている。志願理由書や小論文の添削指導のほか、模擬面接、編入学を視野に入れた履修指導等を専任教員が丁寧に行っている。

留学希望者については、学生支援課が窓口となり、英文での成績証明書の作成等、手続き等に関する支援を行っている。

総合ビジネス学科では、学生支援部と連携し、就職支援だけでなく、学生自身の将来

にわたる生活設計や社会貢献に対する意識を高めるため、キャリア教育にも力を入れている。1年次学生にはフレッシュマンゼミナールの時間を利用して、合同企業説明会に参加させて、緊迫した独特の雰囲気を肌で感じさせることにより、就職活動に対する意識付けを行っている。

2年次の卒業研究ゼミナールにおいては、ゼミナール担当教員が履歴書やエントリーシートの書き方を教員の視点からアドバイスすることにより、就職活動を支援している。合同企業説明会の前には、企業説明会でのマナーや質問の仕方についても指導を行い、単なる見学ではなく、就職にむすびつく機会として、参加を促している。

また、学科の教員と学生支援部、就職コーディネーターが連携を密にすることで、学生の就職活動の様子や内定状況を把握するだけでなく、就職活動に行き詰っている学生へのフォローに努めている。

卒業時の就職状況については、学科会議等の機会を利用して、情報の共有を図り、どのような業種・職種に就職したかについて、データを見ながら検討を行っている。特に卒業生が毎年コンスタントに採用されている企業については、学生に積極的にエントリーするよう指導を行っている。

編入学や留学を希望する学生に対して、ゼミナール担当教員が中心となって、ゼミの選択や編入学先での単位の読み替えを視野に入れた上での履修指導を行っている。

総合ビジネス学科では秘書士[㊦]、ビジネス実務士[㊦]、プレゼンテーション実務士、社会調査アシスタント、観光ビジネス実務士、ピアヘルパー、準デジタルアーキビスト、医事管理士、医療管理秘書士などの資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。

また、次表の通り、学生は自分のレベルに応じた検定試験が受けられるように、検定試験を提供している。

「総合ビジネス学科で受験できる主な検定試験」

秘書系の検定試験	コンピュータ系	その他
・ 秘書検定 ・ ビジネス文書技能検定 ・ サービス接客検定	・ 日本語ワープロ検定 ・ 情報処理技能検定（表計算） ・ 文書デザイン検定 ・ プレゼンテーション作成検定 ・ パソコンスピード認定試験	・ 社会人基礎力検定 ・ リテールマーケティング検定（旧販売士検定） ・ メンタルヘルスマネジメント検定 ・ FP技能検定 ・ 漢字検定 ・ 英語検定

資格取得と検定試験の受験については、学期の始めのオリエンテーション時において、履修ガイドと学習ポートフォリオを使いながら、履修指導を行っている。

学科会議において、学生の就職活動に対しての支援体制を確認・強化している。学生の受講態度やアルバイトの状況、成績、生活状況などの情報を共有し、問題を抱えた学生については、学生支援課や教務課と連携しながら、学生と個別に面談することで問

題の解決を図っている。

(児童教育学科)

児童教育学科では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、児童厚生員に関する就職支援として、小学校教諭や市町村の保育士・幼稚園教諭に関しては教育実践研究支援センターが主催する対策講座に教員を派遣している。また、私立保育園や児童館に係る就職支援については、学生支援課から提供される求人情報、実習先からの個別の職員募集情報に基づいた就職相談支援を学生支援課と連携して行なっている。2年生の後期には、沖縄県保育士保育所総合支援センター及び県の職員を講師とした保育現場への就職に関する講話を設定している。さらに、後期の週末には本学体育館を会場として同センター主催で合同就職説明会を実施しており、学生が各ブースで保育所の保育内容や求人情報を詳しく聞くことができている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

(総合ビジネス学科)

総合ビジネス学科については、学科会議及び学科FD研修の場で、学生の学習成果の獲得、就職、編入に向けて情報共有を行っている。しかし、すべての学生の状況を把握にはなっていない。今後は、教務課・学生支援課等との連携をとりながら、学生支援に向けて学科全体として取り組むことが課題である

就職試験対策講座を開設しているが、まだまだ受講者が少ない状況にある。今後は講座の内容をより充実させるとともに、講座の開講の周知を徹底させて、より多くの学生が参加できるように努めていく。

また、就職対策講座のニーズの把握と分析を行い、開催時期や開催方法などのさらなる検討が必要である。就職活動に向けて、1年次の前期から就職試験対策講座を開講し、それと並行して、基礎学力の低い学生に対しては補習講座を開き、基礎学力の底上げを図りたい。

時代のニーズに応えうるように、インターンシップ等への参加を積極的に行える環境の整備やOBOGとの連携を強め、学生支援を行っていききたい。

(児童教育学科)

児童教育学科については、教員間で同一科目のシラバスの共通化や隣接する科目の授業内容の確認について取り組まれている実績はあるものの、すべての科目において教員間で同様の対応ができていないため、学科全体の取り組みとして広げていくことが課題である。

就職支援に関しては、教育実践研究支援センター主催の就職試験対策講座等を活用し、入学後早い段階からキャリア意識の醸成と具体的に学習に取り組む習慣を身につける環境を引き続き整える必要がある。その他、学生支援課と連携し、就職活動講座や保育の合同説明会にも積極的に学生が参加するような周知等を行っていく必要がある。

進学・留学支援に関しては、編入学指定校の情報提供や留学説明会の周知等を徹底し、就職委員会を通して学生支援課と連携し個別支援も充実させる必要がある。

(教務部)

履修登録や成績管理では繁忙期に職員の負担に偏りが生じる。履修登録では、在学生や科目等履修生などの履修指導で、各学科との連携による調整の対応を図る。一部の教員で成績評価の提出遅延が生じることで滞りがある。

(学生支援部)

2年間の教育課程がタイトな中で、学生の主体的な活動を実現することは容易ではない。そのため、学生会の取り組みを学生支援課や学科が連携して支援することが必要である。学生支援委員会を中心に検討し、学生同士や学生と教職員とが協働して楽しく取り組める体制作りをさらに強化したい。

学生の通学については、今後も継続して、路線バス運行に関する行政への要請が必要である。また、自家用車で通学する学生の交通マナー違反が課題になっているため、引き続き、警察等の外部人材を活用した講話による注意喚起や学内での指導徹底を図りながら、安全な学生生活の保証と、社会人としてのマナーを醸成できるように支援したい。

経済的な支援については、新たな奨学金制度の創設はもちろん、引き続き年間計画を基に多くの学生を支援していく必要がある。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、保健室や各部署から得られる情報共有を基に個人情報扱いに留意しつつ連携しながら支援にあたる必要がある。また、障がい学生の支援体制についても、今後、臨床心理士等の配置も含めて検討し、組織的な支援体制を整えたい。

学生の意見や要望の聴取については、意見箱やアンケートの分析結果を学生支援委員会や学科等で共有し、カリキュラム改革や学生支援の充実に循環させたい。

社会人学生に対する支援体制については、全学的に状況を共有し、支援体制について検討したい。

学生の社会的活動については、学生一人ひとりの課外活動の充実や地域貢献の機会の提供に繋げるために、学生支援課と学科が連携して学生への周知徹底を図りたい。また、安全に課外活動に取り組めるような体制を継続して整備する。

学生が主体的に就職活動に取り組めるように、就職委員会を中心に事業計画を検討し、学生支援課と学科の連携を継続して強化していく必要がある。開催した学内合同企業説明会や対策講座への参加学生の確保が課題となっている。引き続き、キャリア意識の醸成とキャリアデザインの支援について、関係部署の連携をさらに充実させたい。また、本学の建学の精神や教育目的・目標、学科の3つの方針等を基にしたキャリア教育と就職先（企業・教育・保育等）の求める人材像との整合性を図りつつ、キャリア支援について検討したい。

(図書館)

図書館については、今後も各教職員（専任・非常勤）と図書館職員との連携を密にし、講義との連携で活用する資料を増やし、学生への教育内容のさらなる深化と地域

貢献の充実を目指して、資料の収集と保存及び利用促進を図っていききたい。更に、時代の変化に合わせて電子書籍やマルチメディアデジターの充実に取り組んでいききたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

（学生支援部）

学生支援については、交通マナーや SNS 被害等の未然防止、デート DV の防止の観点から外部講師を招聘し、警察官や女性相談行政の立場から実態を踏まえた専門家からのわかりやすい講話を聞く機会を提供している。

学生の主体的な活動を支援するために、2 年間で卒業生していく学生たちの学生会の取り組みが組織的に継続していくように新旧学生会引継ぎ式を実施してきたが、これまで行われてきた口頭での話し合いから、2017(平成 29)年度より資料を基に協議し、その結果を記録として残すことでより丁寧に引き継ぐように側面的に支援をしている。その結果、学生会からは前年度の振り返りを書面で確認しながら、効率よく作業が進むようになったとの声も出された。

また、就職に向けた質保証の観点から、教育実践研究支援センターと児童教育学科の連携により、幼稚園教諭・保育士の市町村採用試験対策講座や小学校教員候補者選考試験対策講座を実施し、市町村幼稚園教諭・保育士採用試験合格者が 2017(平成 29)年度 1 名（卒業生 2 名）、2018(平成 30)年度 1 名（卒業生 3 名）、小学校教員候補者選考試験に、2017(平成 29)年 1 名（卒業生が 5 名）、2018(平成 30)年 1 名（卒業生 5 名）ずつ出している。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

（教務部）

前回 2015 年（平成 27）年度に計画した、専門科目も含め、学習成果を獲得できるバランスの取れた、特色あるカリキュラムについて、両学科とも検討した。

各学科ともにゼミナール担任及び担任制により、きめ細やかな学生の状況把握等を行っており、学習に関する個別指導をさらに徹底する観点から、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・履修モデル等の検証を行っている。

（学生支援部）

前回 2015(平成 27)年度に計画した、学生の経済的な支援体制の充実強化に向けては、2017(平成 29)年度より新たに、国内研修奨学金、特待生奨学金、学業成績優秀者奨学金、遠隔地学生住居支援奨学金、沖縄県離島学生支援奨学金、社会人学生支援奨学金、被災学生奨学金を創設した。

課外活動に関する支援については、学生支援委員会を中心に、教育実践研究支援センターと連携をとりながら、サークル活動、ボランティア活動、学生会活動の充実発展

に繋げる。また、大学祭では、建学の精神及び各学科の養成像を踏まえた上で、各学科の特長を生かした学習成果を学内外に発信している。

就職支援については、就職委員会を中心に職業教育の方針について検討しているが、今後まとめていく必要がある。また、就職に関する相談支援体制については、学生支援部、教育実践研究支援センター及び学科との連携の下、就職コーディネーターを積極的に活用しながらきめ細かな個別指導を行っている。

学生支援の充実に向けて就職先による卒業生の評価に関する調査は 2017(平成 29)年度より実施している。また、卒業年次による大学満足度調査は継続して実施している。これらの結果等を検証し、学生支援体制の改善に繋げる。なお、2015(平成 27)年度の後期からの大学キャンパス移転によって、学習環境や課外活動のための設備等も整ったこともあり、学生の快適な学生生活に繋がっている。また、学生生活に関する相談支援については、学生支援部を中心に組織的な個別支援の充実と強化を図るために、次年度に専門相談員を採用する方向で具体的に検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(教務部)

平成 27 年度から適用された新たな建学の精神に基づいて、見直された各学科の学位授与の方針が学習成果に対応しているか、卒業要件等を明確に示しているかについて検証する。また、各学科の学位授与の方針については、本学のウェブサイト等を活用し、引き続き学内外に公表する。

教育課程の編成については、新たな建学の精神に対応した特色あるカリキュラムの検討を継続して進める。シラバスの編成方針としては、建学の精神及び学科の教育的・目標等との関連を明確にしたシラバスを作成し、教育の質向上につなげるために、FD 委員会と教務委員会が連携し、シラバス編成方針を点検する。

入学者受け入れの方針については、入試管理委員会及び学科会議を中心に、学習成果等の観点から検証する必要がある。また、入学前課題の効果についての検証が必要である。学習成果については、キャップ制の効果の検証やルーブリック等学習成果の測定方法の確立を行う。学習成果の査定で得られた結果を分析して、今後の活用法について検討する。

(学生支援部)

学生が主体的な活動を実現するためには、学生会を中心とした取り組みが重要である。学業との両立や学生同士等が協働して進めて行くためにも、企画・運営に工夫が必要である。そのため、学生会に対して教職員が協議の進め方や役割分担、進捗管理等のノウハウを提供することで、充実した活動となるようにサポートする。学生が自身の成長に気づき、達成感が得られるように、学生会の協議の場などに必要に応じて教職員が参加し側面的に支援する。

学生の通学については、継続的に路線バス運行に関する行政への要請を行う。また、学生の交通マナーを醸成するため、次年度も外部講師による講話を開催したり、必要に応じた注意喚起や指導を徹底する。

経済的な支援については、新たな奨学金制度の創設の検討をしつつ、引き続き、学生支援委員会で作成する年間計画を基に学生に対する周知徹底等の支援を行う。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、必要に応じて守秘義務に配慮しつつ保健室や校医、各部署からの情報共有を基に個別に支援を行う。また、障がい学生の支援体制については、障がい学生支援委員会を中心に臨床心理士等の配置に向けて検討する。

学生の意見や要望の聴取については、学生支援委員会で意見箱やアンケートの分析結果を共有し、関係部署に情報提供してカリキュラム改革や学生支援の充実に循環させたい。

社会人学生に対する支援体制については、全学的に学生の状況を共有し、支援体制について継続的に検討する。

学生の社会的活動については、課外活動や地域貢献活動が学修成果に繋がるように、学生支援課と学科が連携して積極的に取り組めるよう学生支援委員会で検討する。

学生が主体的に就職活動に取り組むために、就職委員会を中心に年間事業計画を立て実行できるように、学生支援課と学科のさらなる連携強化を図る。学内で開催する合同企業説明会や就職対策講座への参加学生の確保が課題であるため、キャリア意識の醸成とキャリアデザインの支援について、関係部署の連携を充実させる。また、卒業生の就職先に対するアンケート結果や就職後の卒業生との情報交換会の結果を活用して、本学の建学の精神や教育目的・目標、学科の3つの方針等を基にしたキャリア教育やキャリア支援の改善に繋げる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、総合ビジネス学科及び児童教育学科を設置しており、その教育研究上の目的の達成のため、学科の規模及び授与する学位の分野に対応して適切な教員組織を編成している。本学は学長、教授、准教授、講師、助教を配置している。

また、秘書士[㊦]、ビジネス実務士[㊦]、観光ビジネス実務士、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー受験資格等の様々な資格取得養成を目指した教育課程を編成しており、専門性を重視した人員配置を行っている。

各学科には学科長を配置し、学科会議や学科に関する業務を掌理し、必要に応じて学科長補佐を置いている。教員が所属する組織として、学科の他に、教務委員会、入試管理委員会、就職委員会、広報委員会、自己点検評価委員会などの各種委員会があり、それぞれ業務を遂行する責任体制が確保されている。

本学は、沖縄女子短期大学教授会規則に基づき教授会を設置し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学の専任教員数は下表のとおりであり、短期大学設置基準第22条別表第1に定める教員数を充足している。専任教員数のデータは次表の通りである。

「専任教員数」

令和元年5月1日現在

学科名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	
総合ビジネス学科	4	2	0	0	6	6
児童教育学科	7	5	2	2	16	11
合 計	11	7	2	2	22	17

次の表は年齢別専任教員数を表している。20代及び30代の若手の教員が少ない現状である。児童教育学科においては、60代以上の教員の数が多く、特に教授については、特別任用教員に依存した構造になっている。

「年齢別専任教員数」

令和元年5月1日現在

学科	20代	30代	40代	50代	60代	70代
総合ビジネス学科	0	0	2	2	1	1
児童教育学科	1	1	6	4	3	1
合計	1	1	8	6	4	2

次の表は専任教員一人当たりの学生数を表している。総合ビジネス学科の専任教員一人当たりの学生数は23.3人、児童教育学科の専任教員一人当たりの24.6人となっている。

「専任教員一人当たりの学生数」

令和元年5月1日現在

学科	学生数	専任教員数	専任教員一人当たり の学生数
総合ビジネス学科	140	6	23.3
児童教育学科	393	16	24.6
合計	533	22	24.2

総合ビジネス学科、児童教育学科ともに、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門分野と教育歴を考慮した上で、専任教員と非常勤教員を配置している。次の表は専任、兼任、兼任教員数を表している。

「令和元年度 専任、兼任、兼任教員数」

令和元年5月1日現在

学科	専任教員数	兼任教員数 (非常勤)	兼任教員数
総合ビジネス学科	6	13	2
児童教育学科	16	37	1
計	22	50	3

補助教員については、総合ビジネス学科の専門教育科目である茶道の授業において、きめ細かな実習指導を行うため、補助教員を配置している。

教員の採用については、学長、部館長センター長、学科長が選考委員となり、専任教員選考要綱に基づいて、真正な学位、研究業績、教育実績、制作物発表、社会活動、学内活動への意欲及び人物などを総合的に評価し、短期大学設置基準を充たした採用候補者を教授会の意見を聴いた後、理事会に諮り、採用している。

教員の昇任については、昇任審査委員会規程、教員の昇任に関する規程、昇任手続規程に基づいて公平・公正に審査し、教授会の意見を聴いて昇任人事を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

各学科の専任教員は、各自の専門分野に関する学会等に所属したり、各種研修会などに参加するなかで、専門分野に関連する専門的な知識や技術などの情報収集に取り組んでいる。単独及び共同研究などを通して、学会発表や研究紀要をはじめとした論文等の業績を積んでおり、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果教育研究活動を行っている。

専任教員個々人の研究活動の状況の公開については、ウェブサイトを使った研究業

績システムを平成27年度に導入し、本学ウェブサイトから公開するための準備を行っている。

過去3年間（平成28年度～平成30年度）において、科学研究費補助金の獲得に関しては平成28年度は0件、平成29年度に1件、平成30年度に1件が採択されている。同じく過去3年間（平成28年度～平成30年度）におけるその他の外部研究費等の獲得に関しては、平成28年度は1件、平成29年度に1件、平成30年度に1件が採択されている。

専任教員の研究活動に関する規程は、次表の通りである。助教以上のすべての専任教員に一律に研究費が支給されている。なお、専任教員授業担当時間規程では、専任教員の授業の担当時間を定めている。

「研究活動に関する規程」

規程名	規程の目的
研究費の助成に関する規程	本学に所属する専任教員に対してその専門分野において研究上の費用を助成し、学術及び学問的水準の向上に資する。
研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程	本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

専任教員の研究倫理を遵守するため、『研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程』第6条の規定に基づき、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを活用した研究倫理教育を定期的に行っている。

専任教員の研究成果を発表する機会としては、本学紀要が挙げられる。本学では学術雑誌編集規程に基づいて、紀要編集委員会が設置されており、同委員会が中心となり、紀要を年1回発行している。

専任教員の研究室は、校舎棟の5階に配置されており、助教以上の専任教員に1人1室ずつ研究室が整備されている。研究室には電話回線、エアコンが設置されており、概ね快適な研究環境だと言える。

各研究室には有線のLANのコンセントが設置されており、学内ネットワークに接続することにより、教職員専用のファイルフォルダや教員と学生の共用のファイルフォルダにアクセスすることができ、教育研究の向上と業務の効率化に寄与している。校舎棟の各フロアの廊下には無線LANのアクセスポイントを整備しており、無線LANにも接続が可能である。

専任教員が研究、研修を行う時間については、特に定められていないが、専任教員には個別の研究室を設け、研究活動を支援する環境を整えている。また、研究費等を活用して学会や研修会に参加している現状である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないため、今後検討を要する。

FD活動に関する規程は沖縄女子短期大学FD委員会規程を整備しており、この規程に基づき、FD委員会を設置し、両学科や教務課を中心に、FD活動を行っている。FD委

員会は、教務部長、各学科から選出された委員各 2 名、教務課職員 1 名、教育実践研究支援センター教職員 1 名で構成されており、非常勤教員との FD 研修会の企画及び実施や授業評価アンケートの実施等を行い、授業改善に努めている。

専任教員は学習成果を向上させるために、両学科と教務課、学生支援課と連携して、学習成果の向上を図っている。教務委員会では教務部長を委員長として、両学科の学科長、各学科から教員が 1 名ずつ、教務課職員が構成員となっている。同委員会ではカリキュラムツリーやカリキュラムマップに関することや履修指導等を審議し、学習成果の向上に向けて努力している。

そのほか、学生支援委員会は学生支援部長、各学科から選出された 1 名、教務課長、学生支援課長で構成されており、主として奨学援助の面から、学習成果の向上に向けて学生の学習活動を経済的にサポートしている。国際交流委員会は主としてハワイの短期研修についての企画及び運営を行っている。専任教員は同委員会と連携し、研修前の事前指導や現地での引率、事後指導などを行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人嘉数女子学園事務組織規程に基づいて、組織体制と業務分掌が規定され、事務体制は明確となっている。

総務企画課（法人事務局兼務）、教務部教務課、学生支援部学生支援課がある。研究施設等として、図書館、教育実践研究支援センターが設置されており、大学の運営、学生の支援、教員へのサポートを行っている。

図書館及び教育実践研究支援センターには、必要な非常勤職員が配置されている。職制として、事務局長、教務部長、学生支援部長、教育実践研究支援センター長、次長、課長、主任司書、主任、書記及び現業職員その他必要な職を配置している。図書館には

司書を配置し、保健室には保健師を配置するなど、資格に応じて職員を配置している。各部署には業務に必要な能力と適正を有する職員が適切に配置され、業務遂行に必要な環境も整備されている。

さらに、理事長の特命事項を遂行するために参与を配置しており、平成 30 年度からは常務理事を配置している。

本学では次のように、事務関係諸規程を整備し、規定に基づいて業務を遂行している。

「事務関係諸規定一覧」

規 程 名
1. 学校法人事務組織規程
2. 事務組織図
3. 課長会規程
4. 文書取扱規程
5. 文書保存規程
6. 公印取扱規程
7. 事務職員研修規程
8. 経理規程
9. 経理規程細則
10. 予算編成規程
11. 予算執行規程
12. 資産管理規程
13. 資産運用規程

事務部門はワンフロアーに総務企画課、教務課、学生支援課が配置され、連携を取りやすくするとともに、パソコン、プリンター、コピー機など、業務に必要な情報機器や各種備品が整備されている。

防災対策は、新キャンパスでの消防計画を策定するとともに、立地が海岸に近いことから与那原町と本学との間で本学校舎を津波発生時の避難場所として締結するとともに、与那原町と合同で地震時の対応や避難訓練を実施している。その際、通常の時間割に沿って授業が行われている中、警報を発し、全教職員、学生、学食等の委託業者と警備員も総動員して、地震時の姿勢の取り方（シェイクアウト訓練）や垂直移動の訓練を実施している。

情報セキュリティ対策は、外部ネットワークからの不正な侵入には内部ネットワークとの接続点にファイヤーウォールを構築することで防ぎ、各教職員のパソコンへはウイルス対策ソフトを導入し安全性を高めている。各自が取り扱うデータはファイルサーバー上の個人フォルダ、共有フォルダ等によりやり取りを行うようにしている。セキュリティ保護の観点から、USB メモリ等を使用したファイルのやり取りが使用できないシステムを採用し、情報漏洩等の事故防止に努めている。

SD 活動に関する規程は「事務職員研修規程」に定められている。SD 活動は昨年度よ

り私立大学等改革総合支援事業に向けた教職員全体の勉強会を年に1度実施している。業務の改善については、日常的な業務を進める中で、課内又は委員会等で検討し、改善を図る。

以前はマークシートを使った授業評価アンケートを行っていたが、マークシートの読み取りや自由記述欄の入力のために、外部から非常勤を雇用し、データの取りまとめにかなりの時間と費用がかかっていた。平成26年度にc-learningを導入し、パソコンやスマートフォンを使ったアンケートシステムに切り替えたことにより、授業評価アンケートの集計がウェブ上で行うことが可能になり、迅速な集計が可能となった。

また学習成果を向上させるため、各種委員会は教員、事務職員で構成し、毎月、全事務職員による事務連絡会議及び課長会議を開催し、大学全体の業務の共通理解と懸案事項に対処している。特に、学生の学習成果に密接に繋がる教務委員会やFD委員会では、事務職員も委員として参加し、積極的に大学改革に関わっている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

人事管理については、学校法人嘉数女子学園就業規則、学校法人嘉数女子学園非常勤事務職員就業規則及び学校法人非常勤講師就業規則を規定し、学校法人嘉数女子学園規程集に編纂している。同規程集は、部館局長センター長、各学科、各課に配布し周知を図るとともに、総務企画課ではいつでも閲覧できるようにしている。規程の改定が行われた際には、教職員全体説明会等において、周知している。

教職員の就業については、本学園就業規則等に基づき、部署長の決済を受けて報告し適切に行っている。次の表は勤務に関する規定の一覧である。

「勤務に関する規程一覧」

規 程 名
1. 学校法人嘉数女子学園就業規則
2. 職員給与規程
3. 出張旅費規程
4. 育児・介護休業等に関する規程
5. 職員再雇用規程
6. 慶弔見舞金規程
7. 学校法人嘉数女子学園非常勤事務職員就業規則
8. 学校法人嘉数女子学園非常勤講師就業規則

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員の年齢構成をバランスの取れたものにすることがある。

補助教員の配置について、教育課程編成・実施の方針に照らし合わせながら、各学科及び教務委員会等で検討し、必要に応じて、配置していく。

教員の採用については、教員採用規程に基づいて行われているが、時代に即した教員の採用が課題となる。

科学研究費補助金等や外部研究費のさらなる獲得を目指して、専任教員はこれまで以上に教育・研究に励まなければならない。教育・研究に勤しむための環境作りとして、専任教員が研究や研修を行うための規程の整備、留学、海外研修、国際会議出席等に関する規程の整備について検討する必要がある。

今後はSD活動を定期的に行い、業務の改善を進めていく。防災対策としては、避難訓練の定期的な実施や学生の防災意識を高める取り組みを進めて行きたい。授業評価アンケートでは、パソコンやスマートフォンを使ったアンケートシステムに切り替えたことにより、授業評価アンケートの集計がウェブ上で行うことが可能になり、迅速な集計が可能となったが、アンケートの回収率が低いため、今後は回収率をあげていくことが課題である。

また、情報セキュリティポリシーが未整備のため、早急に整備したい。

大学事務を取り巻く状況は、様々な制度の導入等もあり、従前に比べてより専門的な知識が求められている。また学内の諸改革への取り組みもあり、業務量が増加し負担が重くなってきている。教職員の健康管理とワークライフバランスに配慮し、職員がより能力を発揮できるよう職場の環境作りに努める。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

総合ビジネス学科及び児童教育学科は、短期大学設置基準を充たした教員数を配置しているものの、年齢構成に偏りが生じている。改善には長期的な時間を要するが、新たな採用時には年齢構成を勘案し、バランスの取れた年齢構成になるよう考慮する。

補助教員は、各学科で検討を行い、必要に応じて配置していく。

研究活動を活発化させるため、専任教員が研究や研修を行うための規程の整備や留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備に向けて取り組む。

人事管理については就業規則に則り適切に行われているが、職員の健康管理とワークバランスの観点から、日常業務を精選し改善に取り組む。

防災訓練については、危機管理マニュアル等の規程の整備を行なっていく。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

平成 27(2015)年 10 月から与那原町の新キャンパスに移転しているが、新キャンパスの校地、校舎ともに短期大学設置基準を充たしている。校地、校舎は、教育課程編成に基づいて、施設、設備、教育機器備品も揃えられている。

(校地について)

校地の面積は、短期大学設置基準の規定を充たしている。新キャンパスの校地面積は、23,512 m²で、短期大学設置基準に定める 4,700 m²を大幅に上回っている。

「新キャンパスの短期大学設置基準（校地・校舎）の充足状況」

区 分	校 地 (m ²)			校 舎 (m ²)		
	基準面積	設置面積	差異	設置基準	設置面積	差異
新キャンパス (与那原)	4,700	23,512	18,812	4,400	5,856	1,456

※新キャンパスは交通事情から車での通学が大半を占める特殊事情があることから、駐車場を校地面積に算入してある（文科省確認済）。

運動場は6,256m²で元サッカーグラウンドとして整備されていた用地であることから、芝生が植えられ、すぐに活用できる状態に整備されている。校舎と一体となっていることから、活用の利便性は非常に高い。

校地・校舎については、バリアフリー対応、ユニバーサルデザインとなっている。校地内には点字ブロック、運動場への移動はスロープが整備されている。校舎内では、多目的トイレが1階、2階、4階に整備され、校舎内の移動はエレベーターや車椅子リフトの利用が可能となっている。また、校舎と体育館は渡り廊下で繋がっており雨に濡れずに移動が可能であり、沖縄県からは福祉のまちづくり条例適合の認定を受けている。

【校舎について】

校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充たしている。新キャンパスの校舎面積は、5,856㎡で、短期大学設置基準に定める4,400㎡を上回っている。校舎棟は6階建てであり、校舎棟のほかに体育館とサークル棟を有している。また、大学全体の校舎、体育館、サークル棟の総面積は、7,096㎡である。

コンピュータ教室では授業支援システムが導入されており、教員用のパソコンの画面を学生用パソコンに一斉配信でき、簡単なアンケートの実施も可能である。その他、小教室用にタブレットパソコンが26台整備されている。

なお、本学は通信による教育は行っていない。

【図書館について】

本図書館は、平成 27(2015)年のキャンパス移転に伴い、本館 2 階に新設された。広さは 676.36 ㎡で、館内は二層式になっており、身体が不自由な方専用の車椅子リフトを 1 台設置している。図書館内には収容定員の 10%以上の座席数が確保されており、図書館内で 1 クラス程度の講義ができるようになっている。本館に設置されたことから、各教室や研究室、事務室との距離が近くなったため、講義との連携が促進され積極的に活用されている。学生・教職員への貸出しが容易となり、学外の利用者も増加している。また、図書館職員と教職員との連携がとりやすくなり、教育の質の向上に寄与している。

蔵書数および利用者状況に関しては以下のとおりである。

年度別蔵書数

3 月 31 日現在

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
図 書	67,141	78,441	79,874	81,227	82,812
〔うち外国書〕	〔403〕	〔409〕	〔477〕	〔503〕	〔654〕
雑 誌	139	109	114	118	120
〔うち外国書〕	〔3〕	〔1〕	〔1〕	〔1〕	〔1〕
視聴覚資料	519	523	532	578	607

※平成 26 年度蔵書数は高校含めていない

年度別利用状況

(単位：人、冊)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入館者数	52,201	37,732	30,876	28,924	30,566
貸出冊数	13,806	9,507	12,405	15,059	15,943

※平成 27 年 (2015) 7 月 13 日～10 月 4 日までキャンパス移転のため休館

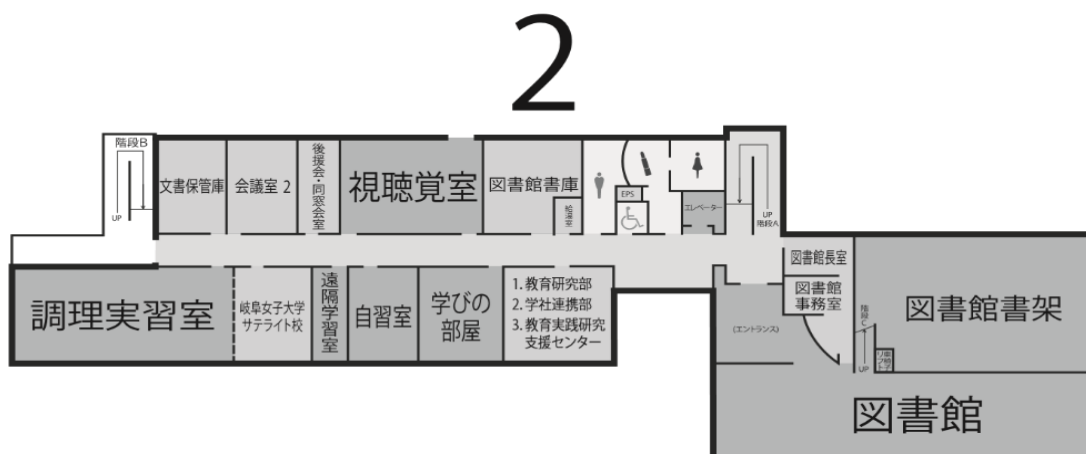
次ページに、キャンパスの配置図を示す。



校舎棟の配置図を示す。



事務室 / 大教室 / 茶道室 / 常務理事室 / 面会室 1・2 / 保健室 / 学生相談室
就職相談室 / 学食ラウンジ / パウダールーム / 多目的トイレ



教育実践研究支援センター / 学びの部屋 / 自習室 / 遠隔学習室
岐阜女子大学サテライト校 / 調理実習室 / 後援会・同窓会室
視聴覚教室 / 図書館 / パウダールーム / 多目的トイレ

3



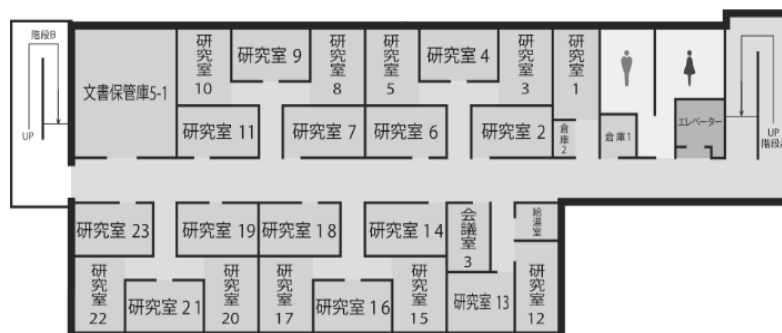
演習室 / プレイルーム / 理科室 / 教室 301 ～ 305
パウダールーム / 交流広場

4



教室 401 ～ 406 / パウダールーム / 多目的トイレ / テラス

5



研究室 1 ～ 23 / 文書保管庫

6



音楽教室 / 教室 601 / ピアノレッスン室 PL603 PL602
パソコン教室 PC604 PC605

学生が館内で利用できる機器・備品の整備状況は以下のとおりである。

区 分	内 容
情報機器	デスクトップパソコン 2 台（館内蔵書検索用・データベース検索用） ノートパソコン 12 台 白黒プリンター 1 台 iPad2 台 DVD・VHS プレイヤー 1 台
無線 LAN	館内に無線 LAN のアクセスポイントがあり、授業の内外において、Wi-Fi を利用したインターネット通信が可能である。
文献複写	コピー機 1 台
その他	エプロンシアター 22 点（2019 年 3 月 31 日現在） パネルシアター 23 点（2019 年 3 月 31 日現在） 車椅子用リフト 1 台

【体育館について】

体育館の面積は 810 m²であり、体育館の設備は、舞台、アリーナ、男女トイレ、男女シャワー室が完備されており、本学の入学式や各種行事でも活用されている。アリーナは、バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントンに対応できるようになっており、体育の授業及び課外活動に活用できる適切な面積となっている。体育館の隣にはサークル棟が設置されている。

体育館は地域貢献の一環として、近隣の保育園への貸し出しも行っている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

【規程の整備について】

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程、財務諸規程を含めた整備状況については、資産管理規程、経理規程、経理規程細則、資産管理規程を整備している。

【施設設備と物品について】

上記の諸規程に基づいて、施設設備及び物品の維持管理を適切に行っている。ま

た、電気、消防設備、コンピュータ等の保守は、専門業者に委託し、定期的な点検と緊急時の対応を行っている。また建物全体の清掃業務は外部の専門業者に委託している。

【火災・地震等の対策について】

火災、地震対策、防犯対策として、消防計画を策定し、自衛消防隊組織、予防管理組織を編成してある。防災規程及び危機管理等に関する規程は今後作成する。

防災対策の一環で、毎年、与那原町、地域住民と合同で地震・津波の避難訓練を実施している。

また、防犯については、警備会社から派遣された警備員が24時間常駐しているほか、防犯カメラを設置して、セキュリティ強化に努めている。

さらに、本学は学生の自動車通学が多いため、学生支援課が中心となり、通学の際の交通マナーの啓発活動を行っている。

【コンピュータのセキュリティ対策について】

本学のコンピュータシステムへのセキュリティ対策として、学外のインターネットと学内 LAN を接続する部分へファイヤーウォールを設置し、学外からの不正なアクセスや学内からの特定の危険なウェブサイトへのアクセスを遮断している。

また、学内で管理する全てのパソコンへウイルス対策ソフトを導入しており、ウイルス感染及び拡散を防止している。

学内 LAN については、VLAN を使って教育系（教員、学生、教室パソコン等）及び事務系（事務職員）のネットワークに分け、更に、ユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでネットワーク全体のセキュリティを保っている。

特に、事務職員用パソコンについては取り扱うデータの重要度が高いことから、仮想サーバーによるシンクライアントシステムを導入し、各自のパソコン内には、ファイルサーバー以外へのデータ保存及び、USB メモリ等によるデータの持ち出しもできない仕組みとなっている。これら対策により、外部へのデータ流出及び、外部からのウイルス感染を防いでいる。

外部業者にネットワークの構築と保守を委託し、情報化推進室の担当職員で日常の運用を行っている。

【省エネおよび地球環境保全対策について】

新校舎のコンセプトの一つに、エコキャンパスをうたっており、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

館内に設置する空調設備は、事務局にて各空調機器を集中コントロールすることができる最新の省エネタイプを導入することで、設定温度、消し忘れ等を管理している。また、電灯には全て LED 照明を採用するとともに、校舎棟及び体育館の屋上へ太陽光発電システムを設置し、自家発電された電力を全て構内の電力消費に還流することで、僅かではあるが電力会社からの電力購入量を減らし、環境負荷低減に貢献している。

その他に、敷地内植栽等への散水には備蓄した雨水を利用することで、本県で特に貴重な水資源の節約に寄与している。

総合ビジネス学科では、平成 28(2016)年度から、省エネルギー対策の一環として、授業終了後の空き教室でのエアコンと照明の電源をオフにするよう、学生マナーの向

上に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

新キャンパスの整備に伴って施設や教育設備は充実されたが、立地が海岸に近いことから塩害の影響を受けるため、こまめなメンテナンスが課題となっている。

また、学生や外来者が分かりやすい施設案内の表示についても整備していきたい。

防災規程、危機管理等に関する規程及びセキュリティポリシーが未整備であり、早急に整備したい。火災・地震対策としては、学生に対して、避難経路の周知徹底や災害時の行動マニュアルの作成が必要である。

総合ビジネス学科が行っている省エネルギー対策の取り組みを全学的に進める。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

キャンパスが海岸に近く、塩害の影響を受けるため、施設整備の定期的なメンテナンスの計画の策定が必要である。

火災地震等における災害時の対応として、消防計画は作成されているが、危機管理等に関する規程及びマニュアルが制定されていない。学生に対しては、災害時の避難経路の周知徹底を行う。そのための行動マニュアルの整備が必要である。セキュリティポリシーについても未整備であることから、整備を急ぐ。

その他、体育館、グラウンド、校舎棟の飲料水の自動販売機の設置も行っていく。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、本学には、パソコン教室を 2 教室設置している。コンピュータ教室にはデスクトップ型パソコンを 2 教室合わせて 62 台、そのほかに、普通教室用として、タブレットパソコンを 26 台準備しており、計 88 台のパソコン等端末を設置して授業に対応している。各教室にはモノクロレーザープリンターとカラーレーザープリンターを設置し、授業で活用している。プロジェクターとスクリーンも常設しており、さらには授業支援システムである「e Watcher SRIV Jr.」を導入しており、教員のパソコン画面をスクリーンに投影するだけでなく、学生用のパソコンに一斉送信することができ、授業の利便性が向上している。

パソコンやプリンターの故障、ネットワークの管理等の専門的な支援については、情報化推進室が窓口となり、必要に応じて業者に対応してもらうなど、迅速に対応している。上記のパソコン教室及びサーバー、タブレットパソコンは定期的にメンテナンスを行い、維持管理に努めている。

また、科目に必要となるソフトウェアについては、情報化推進委員会にて意見収集し、選定及び導入をしている。

「パソコン室の整備状況」

設置場所	詳細
パソコン教室 PC604教室（6階）	デスクトップ型パソコン 33台 （学生用32台+教員用1台）
パソコン教室 PC605教室（6階）	デスクトップ型パソコン 29台（学生用28台+教員用1台）
多目的用 （どの教室でも利用可能）	タブレット型パソコン 26台（学生用+教員用の区別なし）

学生用コンピュータにインストールされている主なソフトウェアは次表の通りである。

ソフトウェア名	主な用途
Microsoft Office Professional2013 （Word、Excel、PowerPoint、Access、OneNoteほか）	文書作成、グラフ作成、各種計算、プレゼンテーション、データベース作成
ORCA	医療事務の授業においてレセプト（診療報酬）作成用
弥生会計16	会計ソフト
Dr.Web for Windows	ウイルス対策ソフト

この他にも画像処理や動画編集用として Adobe Creative Cloud(Illustrator、Photoshop 等)が 5 台インストールされている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、情報技術の向上に関する学生及び教職員を対象としたトレーニングについては、現段階では実施していないため、今後の課題である。

また、パソコンをシンククライアント化したことにより、再起動をすることで授業用の初期設定へ戻る仕様となっており、学生の操作ミス、システムエラー、または万が一のウイルス感染等の不具合が出た場合、すみやかに授業用初期設定へ復旧をすることが可能となっている。一方、部品の故障等による不具合へは、予備用パソコン（2 台）を準備しておくことで、交換して復旧することを可能にしている。これに加えて、定期的な保守を外部業者へ委託し、パソコン教室の適切な状態保持に務めている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、情報化推進室を中心に技術的資源の分配の見直しと活用を行っている。

パソコン教室は月曜から金曜の 9 時から 21 時 40 分を授業・ゼミ等で利用しているほか、授業・ゼミ等以外の時間は自習用として学生に開放している。授業においては、学生 1 人につき 1 台を使用できるよう履修登録にて管理している。また、PC604 教室と PC605 教室は隣り合って配置されており、間の壁を移動することでより大きな教室（定員 60 名）として活用することが可能となっている。これにより、片方の教室で収まらない授業については、両方の教室をつなげた状態で利用するなど、フレキシブルな対応が可能となっている。

パソコン教室に設置されたパソコンへはシンククライアント化及び授業支援システムを導入しており、教員用パソコンより学生用パソコンを起動・終了でき、教員画面の学生への転送や、学生の操作内容を閲覧・管理することができる。これにより、パソコン等の故障が増大傾向となっていた課題に対して、授業への支障を最小限に抑えることができる。

本学のネットワークシステムは、校舎棟 6 階サーバー室を基点として、外部インターネットに接続されており、そこから体育館、サークル棟と全館を結ぶ LAN を整備しており、研究室や教室等へ接続している。また、近年急速に増えつつあるタブレット、スマートフォン等の無線 LAN 接続機器へも対応するため、学内全域で利用できるよう無線 LAN のアクセスポイントを整備している。これら学内 LAN については、VLAN 及びユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでセキュリティを保っている。

教員は、授業の際には、PowerPoint などのプレゼンテーションソフトを活用し、視覚に訴えながらわかりやすく質の高い授業を提供するために努力している。また、一部の授業ではタブレットを学生に配布し、学生用のタブレットの画像をワイヤレスで接続してプロジェクターに投影することにより、グループの考えをクラス全体で共有することを行っている。

パソコン教室等に設置された機器及びシステムについては、5 年を目安に大幅な見直しを行っており、それ以外については両学科から上がってくる要望について単年度ごとに導入可否の検討をして、設備の陳腐化を防いでいる。

本学には各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、パソコン教室だけでなく、一般教室、視聴覚室、演習室、プレイルーム、理科室、音楽教室でも映像音響機器を整備しており、プロジェクターからの資料投影等を利用できる。

主として授業の中で学生のコンピュータ技術の向上を図っている。総合ビジネス学科では、ワープロ・コンピュータⅠ、ワープロ・コンピュータⅡ、ビジネスコンピューティング、データベース論、基礎統計学などの科目を設置し、児童教育学科では情報機器操作、教育機器演習を設置しており、これらの授業においてコンピュータスキルを向上させている。

上述したように、本学では教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うコンピュータ教室を2教室整備するとともに、タブレットパソコンが使える教室を整備している。なお、マルチメディア教室、CALL教室等は設置していない。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学ではパソコン教室及び基幹ネットワークをリニューアルしたことにより、教育資源は不足のない状態となった。しかしながら、これらの教育資源を使いこなす側である、教職員の情報技術の向上が課題である。今後はSD活動及びFD活動を通して、情報技術の向上を図る。

また、平成26年度以降にリニューアルしたパソコンも5年を過ぎようとしている。そのため、新たにパソコンの入れ替えが必要になるが、その計画が立てられていない。早急に計画を立て、その計画に基づき実施していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

本学では各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた、情報技術を向上させる授業を提供している。しかしながら、教職員へ向けた情報技術の向上を目的としたトレーニングは行われていない。今後は、情報化推進室及び情報化推進委員会が中心となり、コンピュータスキルを向上させるためのSD及びFD研修会等を企画し、実施する。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握し

ている。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支及び事業活動収支は、平成 29(2017)年度は大幅な支出超過、平成 30(2018)年度は回復した。

事業活動収支の状況については、平成 29(2017)年度の収入の部は、私立大学等改革総合支援事業タイプ 3 の獲得により増加したものの新キャンパスに関わる土地の取得による基本金組入れが増加し、当年度収支差額は、550,441 千円の支出超過となった。平成 30(2018)年度の収入の部は、前年度に引き続き私立大学等改革総合支援事業タイプ 3 の獲得により増加したものの、借入返済等に係る基本金組入れが増加し当年度収支差額は 74,286 千円の支出超過となった。なお、基本金組入前当年度収支差額は、平成 29 (2017) 年度 53,446 千円、平成 30 (2018) 年度 25,657 千円の収入超過である。

貸借対照表は、土地の取得による固定資産の増加、借入金の増加による負債の増加があるが、正味財産は着実に増加し健全に推移している。貸借対照表における正味財産は次のとおりである。

「正味財産」		(単位：千円)
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
868,839	922,286	947,943

学園全体の予算編成方針に従い、収支の均衡を図るため、短大の収入に見合った支出・予算編成・執行管理を行い、学園全体の財務バランスを保っている。

学園全体の定員充足率は、平成 28(2016)年度(119.5%)、平成 29(2017)年度(115.3%)、平成 30(2018)年度(112.5%)となっている。経常収支差額比率は、平成 28(2016)年度(0.7%)、平成 29(2017)年度(6.3%)、平成 30(2018)年度(3%)と学園の財務は堅実に推移している。

短大の教育研究目的を達成するための資金は確保されており、短大が存続可能な財政を維持している。

退職引当金は、期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との組入れ調整額を加減した金額を計上している。

資産運用規程についての規程は、「学校法人嘉数女子学園資産運用規程」で定められており、安全確実な運用を行なっている。

教育研究経費は、過去 3 年にわたり、教育研究経費の経常費収入に占める割合が 20%を超えている。

次表は教育研究費比率を示している。

教育研究費比率（教育研究費 / 経常収入）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
29.8%	26.5%	27.4%

次の表は教育研究費の推移を表している。

「教育研究費の推移」

		(単位：千円)
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
180,636	170,870	168,444

教育研究用の施設及び学習資源（図書）の資金配分は、各部署からの事業計画書と予算要求を踏まえ、予算委員会で審議し、理事会及び評議員会で予算を決定し、適切に資金配分している。

公認会計士の監査意見に対しては、総務企画課財務担当が窓口となり組織的に適切な対応をしている。

寄付金の募集は趣意書等でその寄付金の趣旨を明示し、評議員会、理事会での承認を得た上で適正に行なっている。学校債の発行はない。

入学定員充足率は次の表で表される。

「入学定員充足率の推移」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
115.7%	111.0%	116.5%

収容定員充足率については、次の表のように推移している。

「収容定員充足率の推移」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
119.5%	115.3%	112.5%

上記のとおり入学定員充足率、収容定員充足率 100%以上を確保しており、妥当な水準で推移している。

収容定員充足率は 100%以上を維持しており、それに見合う教育環境の充実や経費節減を図って堅実な運営に努めて財務体質を維持している。

平成 25(2013)年～平成 29(2017)年（5 ヶ年）の第二次計画及び平成 30(2018)年～平成 34 年（5 ヶ年）の第三次経営計画に基づき、年度の予算方針に沿う事業計画及び予算編成を行なっている。毎年 11 月頃各部署からの予算要求、ヒアリングを行い、事業計画に基づいた予算編成を総務企画課で集約し予算委員会を経て、毎会計年度開始前（3 月）の評議員会、理事会において決定している。

事業計画と予算は各担当部署と協議、連携して作成、予算委員会を経て、評議員会、理事会での審議決定後、総務企画課から関係部署に速やかに通知している。

各部署においては予算額を踏まえて予算執行規程等に基づき適正に執行している。

経理規程に則り、予算執行状況報告を経理責任者に提出し、統括責任者（理事長）に毎月報告している。

資産については、資産管理規程及び物品管理規程に基づき、固定資産台帳（財産目録）を作成し管理している。資金は、有高、通帳、残高確認を行い、現金出納簿に適切な会計処理にもとづいて記録し、安全かつ適正に管理している。

経理規程に則り、試算表・資金収支計算書・現金預金明細表等を添付し、経理責任者から統括責任者（理事長）へ予算執行状況を毎月報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

財務状況に基づく経営（改善）計画については、現在第3次経営計画（平成30(2018)年度から平成34(2022)年度）の半ばである。平成27(2015)年度の建設計画の返済計画も踏まえながら経営改善計画を修正して行く。

学生募集対策については新キャンパスの移転を前面に打ち出し、積極的に行った。オープンキャンパスはミニ授業、キャンパスツアーなど創意工夫するとともに、より多くの受験生及び入学希望者を本学に集めるために大型バスをチャーターするなどして志願者増に繋げた。

学納金の計画については、経済状況、社会状況等を踏まえて当分据え置くが、今後は近隣の短期大学等の学納金の動向を注視し、検討していく。

「学納金の推移」

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
92万円	92万円	92万円	92万円	92万円

「学生生徒等納付金比率（学納金 / 経常収入）」

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
72.1%	80.6%	80.1%	72.2%	73.8%

※ 平成27年度からは、会計基準の変更により帰属収入から経常収入へ変更

「補助金比率（補助金 / 経常収入）」

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
20.8%	44.6%	14.2%	15.2%	16.2%

※ 平成27年度からは会計基準の変更により帰属収入から経常収入へ変更

「人件費比率（人件費 / 経常収入）」

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
54.8%	57.8%	58.4%	56.8%	58.6%

※ 平成 27 年度からは会計基準の変更により帰属収入から経常収入へ変更

教職員の人事計画については、経営計画を踏まえておこなっている。専任教員については、任期付きで採用し、教育研究上の業績や本学への貢献度など多角的な観点から検討を行い、本採用している。職員の昇任規程は今後の課題である。

平成 30(2018)年度における専任事務職員の総数は 16 人、平均年齢は 39 歳となっている。現在は、男性 50%、女性 50%と均衡を保つよう計画的に採用し、人事管理を行っている。

「事務職員の年齢構成の推移」

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事務職員数	男	8	8	8	8	8
	女	6	6	7	8	8
	計	14	14	15	16	16
年齢平均		37	38	38	38	39
退職者数		0	1	1	0	0

※ 1. 年齢は4月1日現在 2. 特別任用、現業職除く

施設設備はキャンパス移転に伴い大学全体のネットワークを刷新し、図書館の整備等を行い大幅に改善されている。施設設備の将来計画については、定期的なメンテナンスと保守・管理を行う予定である。本学は海の近くに立地しており、塩害が予想される。そのため、将来的には外壁補修や空調施設の維持管理のための積み立て等が課題である。

外部資金の獲得については、件数こそ少ないが新規獲得もあり実績を積んでいるところである。平成 25(2014)年度には文部科学省から、補助金を活用し、パソコン教室のコンピュータを入れ替えた。今後とも補助事業等の活用及び外部資金の獲得に努めていく。

本学は遊休資産がないため、遊休資産の処分等については、計画なし。

短期大学全体の定員管理と経費（人件費、施設設備費）のバランスについては、学生数を見据えながら、予算配分や決算等で把握が出来るように努めている。

学内に対する経営情報の公開については、教職員全体集会等で説明をし、ウェブサイトには事業計画と共に掲載し、学園運営について危機意識の共有化に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

キャンパスを移転し、施設設備を整備し多額の投資を金融機関からの借入で行った。借入返済額は、元金・利息を含め、年間約 98,000 千円となる。

第三次経営計画（平成 30(2018)年から平成 34(2022)年）では、借入返済額を組み入れた計画となっている。

返済するためには、学生定員の安定的確保、国庫補助金や寄付金の収入増を図りながら、経費削減を実施する。経常収支差額が、収入超過（黒字幅）を維持できるよう健全なる安定的経営が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価受審時（平成 27(2015)年度）に提出した自己点検評価報告書 142 頁に記述した非常勤教職員の就業規則が未整備についての行動計画の実行状況について、以下に報告する。

①非常勤講師の就業規則は、制定に向けて整備中である。

②非常勤事務職員の就業規則は、整備し平成 29(2017)年 4 月 1 日より施行する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成 30 年度は、第三次経営計画の（期間 平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）の初年度のため単年度（平成 30(2018)年度）の予算をしっかりと執行できるよう予算管理を行なう。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

【理事長について】

理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為に則って、理事会・評議員会を招集し、運営全般にリーダーシップを発揮している。学園の運営に当たっては、建学の精神を理解し、経営を行なっている。理事長は、本学教育活動の充実・発展の基盤となる経営の安定化と教育施設設備の充実などを図るため、経営計画の策定や新キャンパス移転及び教育施設の整備等のために委員長を務めるなど、強いリーダーシップを発揮して計画をとりまとめ実行してきた。

理事長は建学の精神、教育理念・目的を十分に理解し、学園の発展に寄与できる人物であり、故人となられた創立者の遺志や親族の意向を尊重しながら運営に当たっている。

理事長は、学校法人嘉数女子学園を代表し、法人全般の業務を総理している。決算については、毎会計年度の2か月内に監事の監査、理事会の決議を経て評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は、寄附行為の規程に基づいて理事会を招集し、議長を務め、監事出席のもと予算・決算、重要事項を審議し、学校法人の業務を決定している。

【理事会について】

理事会は学校法人の最高意思決定機関として役割と責任を果たし、理事の職務の執行を監督している。

理事会は寄附行為の規定に基づいて理事長が招集し、議長を務め、監事出席のもと予算・決算重要事項を審議し、学校法人の業務を決定している。

理事会は、第三者評価に対する役割を果たす責任を負っており、理事長は、学内理事等会議やALOに対しても第三者評価への対応を指示している。理事会は自己点検・評価報告書の内容を把握し、第三者評価に対して、責任を負っている。

理事会の議案については、毎月定例開催の学内理事等会議で議案に取上げ、学長並びに部館局長等の意見を聞くなど、民主的な合意形成を行なっている。

理事会は大学発展のために学内外からの情報を収集している。学長及び教務部長、学生支援部長が理事会へ出席し、情報を得ている。また理事を兼ねている学長は、日本私立短期大学協会、九州地区私立短期大学協会、沖縄県私立大学協会、大学コンソーシアム沖縄等の会合に出席し、学外の情報を得て、大学運営に活かしている。理事会は、私立大学改革総合支援事業等の情報を収集し、該当する部署に対応を指示している。

理事会は、短期大学の運営に関して、法令順守を旨として私立学校法、教育基本法、学校教育法、及び短期大学設置基準などに従い、法的な責任があると認識している。

学校法人は私立学校法の定めるところに従い、財務情報等ウェブサイトで公開している。

学校法人の運営及び短期大学の運営については寄附行為、資産管理、学則、教授会規則、各種規程等に基づき行なっている。

【理事について】

寄附行為による理事の定数は10人、監事の定数は2人で、定数どおりに配置がなされている。理事は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有している人物を選任している。理事の選任は私立学校法の役員の選任の規程及び寄附行為第6条、監事は第7条に則り適正に配置されている。

創立者の遺志が経営に反映されるよう学校法人嘉数女子学園寄附行為では「後継人又はその代理人」を理事にすることが規定されており、親族が理事となっている。

さらに理事の欠格事由については、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

平成30年度には、懸案事項であった常務理事を配置した。短期大学を取り巻く状況

は今後さらに厳しくなっていることが予測されていることから組織体制をより強固にし、理事会、評議員会への提言がより活発にできるよう機能強化を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

なし

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は長年に渡り、本学の児童教育学科の教員として、小学校・幼稚園免許や保育士養成に携わり、本学の発展に尽力してきた。さらには、沖縄県の保育界を牽引し、学外においても高い評価を得ている人物である。

学長は、人格が高潔で、学識に優れ、大学運営に関し見識を有しており、平成 29(2017)年度には、全教職員が参画し策定することをコンセプトに「第 3 次経営計画（平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）」の作成に尽力して完成させ、平成 30(2018)年度からその運営が開始している。

学長は、平成 27(2015)年度に適用された建学の精神を学内に浸透させる方法の一つとして、新入生オリエンテーションのプログラム内に「建学の精神」についての講話を設け、学生一人一人への周知を自ら実践している。

学長は、「沖縄女子短期大学学長選考規程」及び「沖縄女子短期大学学長選考細則」に基づき選考される。本学の学長選考は、専任教員及び課長以上の事務職員の投票による選考方法を見直し、平成 30(2018)年度からは理事会の権限強化を踏まえた選挙によらない学長選考に改めた。新たな選考方法は、「沖縄女子短期大学の望ましい学長像」の方針を踏まえ、理事（5 名）、教員（3 名）及び事務局長で構成された学長候補者選考委員会で、複数の学長候補者を多面的な視点から評価し、上位者を理事会で審議し、理事長が任命する選考方法に改めた。現学長は、この新たな選考方法による審査過程を経て就任し手腕を発揮している。

学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催し、その内容を教授会において共有し、短期大学における教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会では、三つの方針についての見直しや教育目的・目標についての検討を行い、常に各学科及び各種委員会についての審議や活動報告が行われ、その意見を参酌して最終的な判断を行っており、即して議事録の整備・保管が徹底されている。また、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知し、特に学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等、重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定する姿勢を実行している。学長の下に設置している教育上の委員会等を規程に基づいて設置し、各委員会からの意見を聴取し適切に運営している。

学長は、教学の長として公務を司り、教職員及び学生に対する懲戒の手続き等を定めており、学生便覧において「学則」を記載し学生への周知も行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

第 3 次経営計画が策定されたところから、具体的な運営が開始されるに当たり、現状の組織上の課題を注視し、改善・改革に取り組む。

学長は、国の示す「働き方改革」の動きにも着目し、本学の課題を見出すことから、よりよい職場・組織へと改善する策を協議・実行していく。

また、学長の下に教育に関する組織として教務委員会、FD 委員会等があるが、これからの短期大学の魅力を打ち出す「カリキュラム」と「授業」の改革・改善をするべく全教員が教育研究を重ね理解しながら、本学の強みを広報できる体制づくりに取り組む。今後は教職員ともに協働する FDSD 委員会の設置を考えていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

なし

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、業務、財産の状況について適宜監査を行っており、理事会及び評議員会に出席して議案内容及び審議状況等を確認するとともに、必要な意見を述べている。

財産状況の監査については、主に決算書類、財産目録をもって実施し、監査において公認会計士とも連携して意見交換を行っている。私立学校法第 37 条第 3 項の規定に従い、本学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

学校法人嘉数女子学園寄附行為第 5 条第 1 項において理事の総数は 10 人と規定している。評議員は同寄附行為第 19 条で 21 人と規定しており、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織している。また、評議員は私立学校法第 42 条及び寄附行為第 21 条の定めに従い、予算、借入金（当会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、寄附

行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散等、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問事項として適切に運営されている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

教育情報の公表については「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づいて、次の事項についてホームページで広く社会に公開している。

1. 教育研究上の基礎的な情報

- (1) 建学の精神、基本方針（三つのポリシー）等
- (2) 教員組織、教員数、教員の業績等に関すること
- (3) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- (4) 授業料、入学料その他大学等が徴収する費用

2. 修学上の情報

- (1) 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- (2) 入学者数、収容定員、在学者数、就職者数等に関すること
- (3) 授業科目及び年間の授業計画に関すること
- (4) 学修の評価・卒業又は修了にあたっての基準に関すること
- (5) 修学、進路及び健康等の支援に関すること
- (6) 学生が修得すべき知識、能力に関すること

本学園のウェブサイト上で決算の概要を付した資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表のほか、監事監査報告書、財産目録、及び事業報告書を掲載し、社会一般に対する情報公開を行っている。

また私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事監査報告書を本学園の総務企画課に備え置き、閲覧できるようにし利害関係者からの開示要求に対応することとしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

理事長、学長の強いリーダーシップのもとに、ガバナンスは順調に行われているが、大学、とりわけ短期大学を巡る厳しい経営環境を踏まえ、変化に対応できる組織体制を見直していくことは課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長のリーダーシップとガバナンスがより発揮できるよう理事長を日常的に補佐する常務理事を平成30年度に配置した。その体制によって、理事会・評議員会の活性化を図っている。また、学内理事及び部署長等で構成される学内理事等会議を毎月定例で開催し、理事会等の案件、学園運営の重要事項及び情報の共有を図り、決定事項等を教授会及び事務連絡会議等で周知を図っている。

学長は、平成27年度に改正された教授会規則に基づいて、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、校務全般の運営、改革・改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成25年度からスタートした第二次経営計画は、平成29年度で終了した。これに伴い平成30年度から平成34年までの5か年の第三次経営計画が策定されている。

本経営計画は、「経営の安定化への取組み」と「新生沖女としての新たな教育改革」を二本の柱とし、重点計画を掲げている。

この5か年の経営計画を着実に実行し、経営の安定化と、教学の改革・改善を図ることにより、本学の充実・発展を目指していく。